

獣医学共用試験委員会

1. 獣医学共用試験委員会並びに小委員会からの進捗状況の報告

- (1) 共用試験委員会：高井
 - 共用試験委員会の開催報告と 25 年度予算（資料 0）
 - 私大協・政岡会長からの依頼文書（資料 1）
 - これまでの経費に関する試算案（資料 2）
- (2) 大学代表者会議：尾崎先生・杉浦先生
 - 共用試験に関わる規則の制度化の検討（資料 3-1）
 - 獣医学共用試験機構の設置の検討
一般社団法人 獣医系大学間共用試験実施評価機構 定款（案）（資料 3-2）
- (3) vetCBT 小委員会：杉山先生（資料 4）
 - 問題精選の作業進捗状況
 - 平成 25 年度の問題作成・精選の次のステップについて
- (5) vetOSCE 準備委員会：北川先生（資料 5-1～3）
 - vetOSCE の準備状況
- (6) トライアル実施委員会：山下先生・高井
- (7) 広報委員会：澁谷先生
- (8) CBT 実施ソフトの開発状況について：遠藤先生・森田先生（資料 6）
- (9) 医学部共用試験に関する話題
 - 医学部病院長会議 CBT 合格水準統一へ（資料 7）
 - 医学部の時間割（資料 8）

2. 全国協議会における検討課題

- (1) CBT の合格基準点（＝合格点数）と、その取り決めについて
基準点到達者（＝合格者）
- (2) CBT と OSCE の実施時期について（資料 9）
- (3) 平成 27 年度の共用試験トライアル実施予算：16 大学の負担金をお願い
○平成 24-26 年度科研費・基盤 A 終了後の 1 年間の予算に関する提案（資料 10）
提案：全国協議会に、機構を立ち上げと同時に共用試験実施委員会を設置し、平成 27 年度の運転資金を 16 大学にご負担頂くことを提案したい。その際、各大学の負担金額は、総在籍学生数を 6 で割った、実質的な 1 クラス平均学生数に 1 万円を掛けた金額とする（約 1050 万円前後）。
背景：科研費で、本格実施の前年（平成 27 年度）のトライアル並びに共用試験準備に掛かる費用を申請し、確実に確保する保証は無い。そこで、受益者負担で準備したい。
薬学の例（共用試験の本格開始までの 3 年間）・・・参考資料 2
システム開発費 75 万円 X 大学数 + 9000 円 X 学生定員数 = 1 億 5 千万/年
- (4) 実施機構立ち上げのための準備事項（杉浦先生）
- (5) 平成 25 年度のトライアル実施案について（日獣大と麻布大を候補としている）
今年度のトライアルでは出題システム・採点システム・問題の解析システム、試験環境などの検証を目的としており、平成 26 年度から本格的な問題解析を実施予定。
○日獣大では獣医学科 5 年次学生 97 名を対象に行う予定
◎OSCE 実施日 平成 26 年 2 月 15 日：決定
◎ CBT 実施可能日：平成 25 年 12 月 24 日、26 日 平成 26 年 1 月 14 日、20 日 2 月 14 日
システム開発状況と相談しながら、近々に決定したい。
- (6) その他

資料リスト

- 資料 0-1. 第 1 回委員会 平成 25 年 5 月 30 日
- 資料 0-2. 第 2 回委員会 平成 25 年 8 月 24 日
- 資料 1. 私大協：共用試験に係る経費
- 資料 2. 共用試験経費見込み 3
- 資料 3-1. 不正行為に対する対応（案）
- 資料 3-2-1. 連絡文（8.6）
- 資料 3-2-2. 一般社団法人 獣医系大学間共用試験実施評価機構 定款
- 資料 4-1. vetCBT 問題精選進捗状況と今後の予定（案）
- 資料 4-2. 問題精選評価アンケート結果
- 資料 4-3. vetCBT 説明会 Q&A
- 資料 5-0 獣医学 OSCE 準備小委員会
- 資料 5-1 OSCE 実施案 ver 10 8.24 幹事会→全国協議会 3
- 資料 5-2 vetOSCE 対応実習の手引_ウシ身体検査 2
- 資料 5-3-1 プログラム概要
- 資料 5-3-2 ポンチ絵（25 7 24 修正）
- 資料 5-4-1 OSCE 必要経費 2013 年 8 月 K5
- 資料 5-4-2vetOSCE 経費試算 説明 2
- 資料 6-1. vetCBT データ管理試案 1 クラウドと管理専門会社による管理
- 資料 6-2. vetCBT 出題見本サーバー
- 資料 6-3. 獣医学 CBT 実施システム_概要図
- 資料 6-4. 獣医学 CBT 実施システム_第 2 期（前）_機能一覧
- 資料 6-5. 検討課題台帳 - 第 2 期（前）
- 資料 6-6. 想定対処方法
- 資料 7. 全国医学部長病院長会議による CBT 合格水準の統一へ
- 資料 8. 医学部の時間割
- 資料 9-1. 共用試験実施時期に関するアンケート（2013.8.15 最終）
- 資料 9-2. 日程案
- 資料 10. 16 大学の負担金

参考資料 1. 薬学の共用試験 HP

参考資料 2. 薬学共用試験までの歩みと課題（山元先生）

平成25年度 第1回獣医学共用試験委員会

- 1 日 時 平成25年5月30日(金) 15:00～
- 2 場 所 東京大学農学部 農学部3号館 105会議室
- 3 委員

酪農学園大学：山下和人教授	酪農学園大学：遠藤大二教授
北海道大学：稲葉 睦教授	北里大学：高井伸二教授
東京大学：尾崎博教授	東京大学：杉浦勝明教授
岐阜大学：北川均教授	岐阜大学：杉山 誠教授
麻布大学：浅井史敏教授	鳥取大学 澁谷 泉教授
北里大学客員教授：吉川泰弘先生	北海道大学：伊藤 茂男教授

4. 議題

- 1) 獣医学共用試験委員会小委員会からの進捗状況の報告
- (1) 共用試験委員会：高井 科研費交付申請書(別紙1-1)
- 基盤研究(A)の平成25年度実施計画に関する確認(別紙1-2:内訳表)
- (2) 大学代表者会議：尾崎先生
- 共用試験に関わる規則の制度化の検討
結果の取扱い、不正防止策、罰則規定等(案)作成：尾崎先生担当(昨年度の会議録)
 - 獣医学共用試験機構の設置の検討
- (3) vetCBT小委員会：杉山先生(別紙2-1から5まで)
- 問題精選の作業進捗状況
 - 平成25年度の問題作成予定
- (4) vetCBT問題FM委員会：平成24年第三回で、本委員会の任務終了宣言
- IT環境担当：遠藤先生、マニュアル担当：浅井先生：発展的解消
問題評価の担当を杉浦先生にお願いした。
 - 共用試験の検証システムの導入：杉浦先生
- (5) vetOSCE準備委員会：北川先生
- vetOSCEの準備状況
- 平成25年5月14日小委員会開催(別紙3-1から7まで)
- ①OSCE実施上の問題点
 - ②実習の実施案
 - ③シミュレーター作成計画
 - ④その他(別紙3-2:採点表案)
- (6) トライアル実施委員会：山下先生・高井
- トライアル案(別紙4:参照)
 - 共用試験実施概要の作成(平成25年度トライアルに向けて)
- (7) 広報委員会：澁谷先生
- (8) 問題作成・精選・トライアルのソフト開発：遠藤先生(別紙5:見積もり)
- (9) OSCE準備に関する予算措置の文科省へのお願い(別紙3-3、3-4、3-5)とその回答(別紙6)
- (10) スキルラボなどの設置に向けた予算要求について(頭出し)
- (11) その他
- テーマ募集・第9回獣医学教育改革委員会会議(於岐阜大)/橋本善春先生からの依頼
次回会議の議題として論議すべきテーマをお考えいただきそれぞれ、ご提案下さいますか。
カリキュラムや学外臨床実習の将来など今後論議が必要なテーマも結構ですし、また上掲各テーマを深化させるご提案も有意義かと考えます。

次回岐阜大学での改革委員会会議 9月21日(土)9:00-12:00に開催予定

平成 25 年度 第 2 回 獣医学共用試験委員会

- 1 日 時 平成 25 年 8 月 24 日 (土) 午後 1 時から 4 時
- 2 場 所 東京大学農学部 農学部 3 号館 水産会議室
- 3 委員
- | | | |
|-----------------|-----|-------------------|
| 酪農学園大学：山下和人教授 | ご欠席 | 酪農学園大学：遠藤大二教授 |
| 北海道大学：稲葉 睦教授 | | 北里大学：高井伸二教授 |
| 東京大学：尾崎博教授 | | 東京大学：杉浦勝明教授 |
| 岐阜大学：北川均教授 | | 岐阜大学：杉山 誠教授 |
| 麻布大学：浅井史敏教授 | | 鳥取大学 澁谷 泉教授 |
| 北里大学客員教授：吉川泰弘先生 | ご欠席 | 日本獣医生命科学大 森田 達志講師 |
| 北海道大学：伊藤 茂男教授 | ご欠席 | 日本獣医生命科学大 新井 敏郎教授 |

4. 議題

1) 獣医学共用試験委員会小委員会からの進捗状況の報告

- (1) 共用試験委員会：高井
- 私大協・政岡会長からの依頼文書 (資料 1)
 - これまでの経費に関する試算案 (資料 2)
- (2) 大学代表者会議：尾崎先生・杉浦先生
- 共用試験に関わる規則の制度化の検討 (薬学の共用試験 HP 参照：資料 3)
 - 獣医学共用試験機構の設置の検討
 - 一般社団法人 獣医系大学間共用試験実施評価機構 定款 (案) (資料 4)
- (3) vetCBT 小委員会：杉山先生
- 問題精選の作業進捗状況
 - 平成 25 年度の問題作成・精選の次のステップについて
- (5) vetOSCE 準備委員会：北川先生 (資料 5-1~3)
- vetOSCE の準備状況
- (6) トライアル実施委員会：山下先生・高井
- (7) 広報委員会：澁谷先生
- (8) CBT 実施ソフトの開発状況について：遠藤先生・森田先生 (資料 6)
- (9) 話題提供
- 医学部病院長会議 CBT 合格水準統一へ (資料 7)
 - 獣医学教育分科会の立ち上げについて (要望) (資料 8)
- (10) 講演依頼 (遠藤先生) の報告
- ①8 月 31 日 野生動物医学会 京都 共用試験のご紹介
 - ②9 月 28 日 北海道大学同窓会 札幌 共用試験の取り組みに関するご紹介

2) 審議事項 (全国協議会における検討課題について)

- 1) CBT の合格点数と、その取り決めについて
- 2) CBT と OSCE の実施時期について (資料 9)
- 3) 平成 27 年度の予算：16 大学からの供出金について

○平成 24-26 年度の科研費・基盤 A の後の 1 年間の予算に関する提案 (資料 10)

提案：全国協議会に、機構を立ち上げ前の共用試験実施委員会を設置し、16 大学から平成 27 年度の運転資金を集めることを提案する。その際の各大学の供出金は、総在籍学生数を 6 で割った、実質的な 1 クラス学生数に 1 万円を掛けた金額とする提案をする (新卒者数：1050 万前後)。

背景：科研費で、本格実施の前年 (平成 27 年度) のトライアル並びに共用試験準備に掛かる費用を申請し、確実に確保する保証は無い。受益者負担で準備したい。

薬学の例 (共用試験の本格開始までの 3 年間)

システム開発費 75 万円 X 大学数 + 9000 円 X 学生定員数 = 1 億 5 千万/年

4) 全国協議会に実施機構立ち上げ前の委員会の設置

薬学独自の共用試験組織の設置に向けて

組織の形態

- ⇒ どのような形態？ 社団法人？ 財団法人？ NPO法人？
- ⇒ **NPO法人がメリットが多い**

組織と大学との関係

- ⇒ 国公立薬学部長会議と私立薬科大学協会学部長会議の統合組織
- ⇒ 全国薬学部長会議の下に、薬学共用試験センターを置く

実施に係る人材

- ⇒ CBTシステム関連、CBT問題作成、OSCE課題作成、OSCEシステム開発、事務組織

経費 ⇒ 大学が相当額を負担することは避けられない

- ⇒ 当初の経費（トライアル期間、平成18～20年）
- ⇒ 本格実施に入ってからからの経費（受験料）（平成21年度以降）

CBT実施に必要な人員とその任務

試験実施責任者（1名）

- ・ 不測の事態での重要な判断（中止や継続の判断）

管理者（1名）

- ・ 各種ソフトウェアに精通しているもので、試験の進行の責任者

試験監督者（1名）、補助監督者（試験室の規模による）

- ・ 受験生の解答状況の把握、試験室ないでの各種トラブルへの対応

モニター員（1名以上）

- ・ 共用試験センターが指名したもので、試験の円滑・公正な実施を監督、トラブル時には助言。試験場に**緊張感**が生まれることが期待できる

CBT実施までの準備

事前準備

- ・ 各大学の中継サーバのセットアップと**テストラン**、受験生登録、受験票配布、トライアル受験生への講習会、試験監督者向けの説明会

試験前日

- ・ 管理者用、監督者用、受験生用混ぶーターのセットアップ

試験当日

- ・ 試験問題とPWの受領、試験実施、解答の送信、受験用ソフトのアンインストール

試験終了後

- ・ 成績の受領

モデル・コアカリキュラムに準じた CBT 問題作成

出題範囲

1. 薬学教育モデル・コアカリキュラム（含：実務実習事前学習）には 74 の一般目標（GIO）と 1,224 の到達目標（SBO）がある
2. ここから CBT に出題するにふさわしい到達目標 991 を選抜（△）

問題の難易度レベル

3. 薬学生として、また実務実習に参加するために必要な**最低限必要な専門的知識**を問う
4. 通常の授業を理解している学生、特別な対策授業を受けなくてもできる問題とする（特別な対策授業とは、1ヶ月以上のものとする）

試験の形式

5. **五肢択一の客観試験**であり、一問に複数の事項や問いかけを持たないこと。また専門領域の内容を詳しく問う形式はとらない。解答に当たっては筆記用具やメモを用いないこと（この件は後に修正された）

出題数

6. 991 の到達目標からランダムに **310 問題**を出題（**一つの到達目標からは一つの問題しか出題されないこと**）

第一期CBT問題作成の精選ステップ

全国の薬科大学・薬学部の教員、約200名にCBT問題の精選作業を依頼

第一ステップ (約2ヶ月間)

- ・ 専門分野ごとに2名の委員が分担して問題を審査
- ・ A：採用、B：修正を加えれば採用、C：不採用 の三段階評価を依頼
- ・ 2名の委員が共にCと評価した問題は以下の審査を行わない
【第一ステップでの採用問題は 10,343題中 10,112題 (98%)】

第二ステップ (約3ヶ月間)

- ・ 6名の当該分野の専門委員による審査
- ・ A：採用、B：修正を加えれば採用、C：不採用 の三段階評価
- ・ B評価の問題は、この時点でチーフ、サブチーフが修正を担当
【第二ステップでの採用問題は 10,112題中 7,344題 (採択率73%)】

第三ステップ (約2ヶ月間)

- ・ 各分野のチーフ、サブチーフからなる専門領域を越えたグループを6組編成し、それぞれのグループが約1,200題の問題を担当
【第三ステップでの採用問題は 7,344題中 6,855題 (採択率93%)】
【最終的には、第一期 CBT 問題の採用率は 66.3%であった】

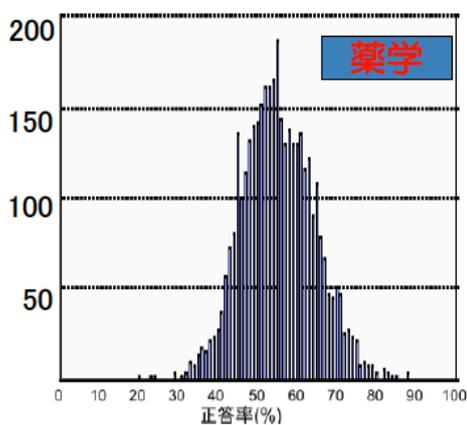
(第一回) 問題作成と精選後の問題数

分 野	SBO数	全問題数	採択数	採択率	出題数
ヒューマニズムとイントロダクション	60	334	128	38.3%	10
物理・分析系薬学	123	995	748	78.3%	30
化学系薬学	170	1,329	813	61.2%	40
生物系薬学	190	1,354	953	71.7%	35
健康と環境 (衛生系)	103	1,238	831	67.1%	40
薬と疾病 (薬理系)	158	2,023	1,794	88.7%	55
薬と疾病 (薬剤系)	75	946	377	39.9%	35
薬と疾病 (情報系)	31	418	239	57.2%	15
薬学と社会 (薬事法規等)	33	774	411	53.1%	20
実務実習事前学習	47	972	580	59.7%	30

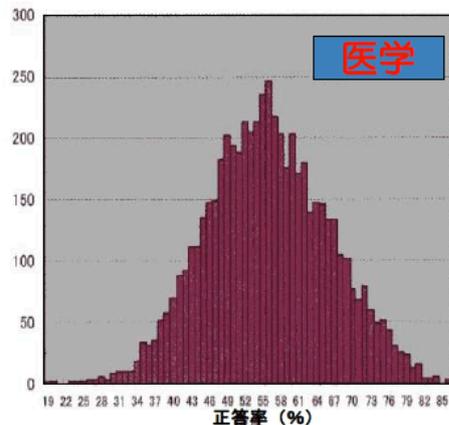
CBT実施時間割 (トライアル・本格実施共通)

時 間	内 容	備 考
08:50	試験室開錠、受験生入室開始	
09:00	受験生入室終了	座席指定
09:00~09:30	開始準備・注意事項の伝達・チュートリアル	ゾーン1パスワードの開示
09:30~11:30	ゾーン1 試験 (105問) (基礎薬学：物理系・化学系・生物系薬学)	
11:30~12:20	昼食	試験室の施錠
12:20	試験室開錠、受験生入室開始	
12:25	受験生入室終了	
12:25~12:30	開始準備	ゾーン2パスワードの開示
12:30~14:30	ゾーン2 試験 (105問) (薬理学、薬剤学、情報系薬学)	
14:30~14:50	休憩	試験室の施錠
14:50	試験室開錠、受験生入室開始	
14:55	受験生入室終了	
14:55~15:00	開始準備	ゾーン3パスワードの開示
15:00~17:00	ゾーン3 試験 (100問) (衛生化学、薬事法規等、事前学習)	
17:00~	終了処理	

第一回CBTトライアル正答率分布 (旧制度3年次学生)



受験者数	3677人
最高値	88.4%
最低値	19.7%
平均値	55.3%
中央値	54.8
標準偏差	8.9



受験者数	5676人
最高値	92%
最低値	19%
平均値	55.9%
中央値	56.0
標準偏差	10.2

共用試験 OSCE を円滑に進めるために

1. 実務実習モデル・コアカリキュラムの整備
 - OSCE の目的は、事前学習の成果の確認である
 - 諸準備にあたっては、全国的な統一基準を進めることが重要
 - 実務家の協力（現場でやるべきこと、やれることの明確化）
 - 実務実習事前学習（参加型実習の予備教育）の範囲の決定
 - ⇒ 大学である程度準備教育しておくことで実務実習ができる
 - ⇒ 事前学習の成果を確認できる内容を抽出する
2. ステーション数（OSCE 項目）の決定
3. 課題の作成と評価基準の設定
4. 評価者の育成（＝公正な評価のために＝）
 - 評価者は当該大学の教員だけでなく、**第三者的な立場の人**（実務家＝現場の薬剤師）や近隣の他大学教員を加えること
 - **モニター員**（OSCE が順調に、かつ公正に進められていることの確認）（モニター員の参加で「緊張感」を維持できる）
5. 事前学習のための**実習施設**の整備
6. 模擬患者（SP：Standardized Patient）の育成
 - ⇒ OSCE の SP は、どの大学でも同じ基準で評価できること
7. 評価シート（評価データ）の収集方法の確立（ソフトウェア開発とセンターサーバでの一括管理、結果報告が便利）

薬学共用試験の合格基準の設定

合格基準

【CBT】**正答率 60% 以上を合格**とする（310 問中 186 問以上の正解）。本試験でこの基準に達しない者には再試験を課す。追・再試験の合格基準は本試験と同じ。

【OSCE】課題ごとに、細目評価で評価者 2 名の平均点が 70% 以上、かつ概略評価で評価者 2 名の合計点が 5 以上を合格とする。OSCE の再試験は、不合格となった課題のみを対象とする。追・再試験の合格基準は本試験と同じ。

合格の有効期限

薬学共用試験の合格資格の有効期限は薬学共用試験（本試験）が行われた年度の次の年度の一年間（特例事項あり）。

特例事項の例：事故や病気、経済的理由による一時的な勉学の中断、自然災害等。留年や海外留学は特別な事由としては認めない。

以上、平成20年度全国薬科大学長・薬学部長会議にて決定（平成20年11月）

合格基準を設定した理由

国立14大学、公立1大学、私立9大学を除いて、ほとんどの薬科大学・薬学部は附属病院（実務実習施設）を持たない。（一部の大学で附属薬局を有するところもある）

病院薬剤部や保険薬局での参加型実務実習を実施するにあたり、各大学は実習学生の「質」（知識・技能・態度）を保証する必要がある。

学生の「質」保障のためには、合格基準を明記することが必須であると判断

平成21年度薬学共用試験の結果

	受験登録者数	受験者数	合格基準点到達	
			到達者数	到達率(%)
CBT	9,428	9,402	9,339	99.33%
OSCE	9,428	9,412	9,411	99.99%

第一回の薬学共用試験の結果を表にまとめた。極めて良い成績であったと考える。この理由として、初めての共用試験ということもあり、各大学がかなり力を入れて試験に向けた対策を講じた、あるいは受験生がかなり勉学に力を注いだためと考えられる。加えて、本年度受験した学生はすべて順調に4年次に進学した学生のみであり、留年経験者は含んでいないことも一因となっていると考えられる。

各大学の報告義務（例示）

	実施日程	受験者数	合格者数	合格基準
CBT	本試験/追再試験の 実施年月日	200名	198名	正答率XX%以上
OSCE	本試験/追再試験の 実施年月日	199名	199名	細目評価XX%以上 概略評価X以上
薬学共用試験		200名	198名	

薬学共用試験実施要項に、「薬学共用試験の正当性、客観性を担保するために、大学は薬学共用試験終了後すみやかに、合格点および合格者人数を当該大学のウェブサイトに掲載するなどの方法により公表するとともに、センターに連絡してください。センターにおいても全大学の合格点および合格者人数を公表します。なお、合格点および合格者人数に虚偽が見出された場合、センターは当該大学に対し、次年度以降の薬学共用試験の実施を拒否できることとします。」と記載している。（全国学部長会議決定）

医学系の対応

共用試験の実施に当たっての注意事項



医師・歯科医師としての資格のない学生が患者さんの協力を得て臨床実習に参加するためには、事前に学生の能力を評価することが求められています。態度・技能・知識を含む学生の能力を評価することが求められています。態度・技能・知識を含む学生の能力や適正が、各大学で実施される共用試験によって公平かつ厳正に評価されることを社会は厳しく見えています。従って、共用試験は各大学で公正に実施されるとともに、不正行為は許されません。



社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構では、共用試験の準備・実施・運用のすべてに関して、参加大学および各大学からの CBT および OSCE 関係委員の遵守事項を定めています。不正行為や問題の漏洩等の遵守事項に違反すると認められた場合には共用試験への参加や委員としての参加に関して厳しく取り扱うことが定められています。



学生諸君はもちろん、将来の医師・歯科医師を養成する立場から、教職員におかれても、いやしくも共用試験の公平性を妨害する可能性のある行為や営利目的の行為等に加担することのないよう十分配慮してください。

薬学系の対応

遵守事項

- ・試験問題のメモやコピーをとらないこと
- ・仮に試験問題を知る機会があっても、その内容を他人に公開しないこと
- ・トライアルに協力してくれた学生諸君の成績データを厳格に管理すること
- ・学生の成績は、当該学生以外には決して公開しないこと

「薬学共用試験センター」によって運用される薬学共用試験は、参加各大学が共同して自主的に運営・実施する試験であり、日本の薬学教育の充実・発展に資する目的で実施されます。

したがって、【遵守事項】に反した行為があったり、あるいは以下の項目のいずれかに該当すると「薬学共用試験センター」が認めた大学については、薬学共用試験への参加に関して慎重な検討を行うことといたします。

- ◎ 薬学共用試験の信用を低下させるおそれのある大学
- ◎ 薬学共用試験の適正な運用を妨げるおそれのある大学
- ◎ その他、「薬学共用試験センター」が不適當であると認めた大学

獣医学系の対応（案）

ホームページ等での記載例

① 学生の皆さんへ

獣医師としての資格のない学生が患者さんの協力を得て臨床実習に参加するためには、事前に学生の能力を評価することが求められています。態度・技能・知識を含む学生の能力を評価することが求められています。態度・技能・知識を含む学生の能力や適正が、各大学で実施される共用試験によって公平かつ厳正に評価されることを社会は厳しく見えています。従って、共用試験は各大学で公正に実施されるとともに、不正行為は許されません。不正行為と認められた場合は、各大学の既定により厳しく取り扱うことが定められています。

共用試験は、多数の問題プールの中からランダムに選択されて実施されます。そのため、通常の試験における不正行為に加え、「試験本番あるいはトライアル試験等で仮に試験問題を知る機会があっても、その内容を他人に公開しないこと」に留意して下さい。（③も参照）

② 大学教員の皆さんへ

獣医学共用試験機構では、共用試験の準備・実施・運用のすべてに関して、参加大学および各大学からの CBT および OSCE 関係委員の遵守事項を定めています。不正行為や問題の漏洩等の遵守事項に違反すると認められた場合には大学としての共用試験への参加や委員としての参加に関して厳しく取り扱うことが定められています。

③ 学生ならびに教員の皆さんへ

学生諸君はもちろん、将来の獣医師を養成する立場から、教員におかれても、いやしくも共用試験の公平性を妨害する可能性のある行為や営利目的の行為等に加担することのないよう十分配慮してください。これらの行為があったと認められる場合、機構内の公正倫理委員会（仮称）において調査を行い、厳正に対処します。

【 機構規約のなかに、不正行為についての詳細な記載を行う。 】

一般社団法人 獣医系大学間共用試験実施評価機構 定款

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

この法人は、一般社団法人獣医系大学間共用試験実施評価機構と称する。

第 2 条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市境南町1丁目7番1号に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 (目的)

この法人は、我が国における良質な獣医師の育成を図るため、獣医系大学間の共用試験に関する事業を行うとともに獣医系大学等における教育評価の充実に関する事業・啓蒙・普及活動を行い、もって我が国獣医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事業)

1

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 獣医系の大学等における教育における学生の学習到達度を判定するための共通の評価試験（以下「共用試験」という。）の実施及び評価に関すること。
- (2) 共用試験の問題、課題及び成績等の管理に関すること。
- (3) 共用試験の内容及び方法の改善を図るための組織的な研究及び研修に関すること。
- (4) 獣医系の大学等における教育内容とその評価の発展充実を図るための学術研究活動・研修事業・啓蒙・普及活動等の実施に関すること
- (5) 獣医系の大学等における教育内容とその評価の発展充実を図るための資料収集及び公開・提供等に関すること
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

第 5 条 (会員の構成)

この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であって、獣医系の人材育成及び教育に係る大学等の学部・学科・専攻系等の専門領域又はこの法人がこれに準ずると認める領域に属する者

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人若しくは団体であって、主に獣医師育成の教育に関わる高等教育機関その他の団体、又はこの法人の事業を援助する個人若しくは法人

第 6 条 (入会)

正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

第 7 条 (入会金及び会費)

正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 特別の必要があるときは、理事会の議決を経て、正会員から臨時会費を徴収することができる。

3

第 8 条 (任意退会)

会員は、理由を付した退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第 9 条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) この定款に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第 10 条 (会員資格の喪失)

前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が、獣医系の人材育成等に関する教育に係る大学の学部・学科・専攻系等を設置しなくなったとき。
- (2) 第 7 条の義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 死亡し、又は解散したとき。

4

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

第 1 1 条（構成）

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

第 1 2 条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

第 1 3 条（開催）

この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第 1 4 条（開催地）

社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

第 1 5 条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10（5）分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。代表理事は、この請求があった日から 30 日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。←一般法人法37条1項
- 3 社員総会の招集通知は、社員総会の日時及び場所、社員総会の目的である事項等の招集事項を記載した書面を、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、社員に対し、会日の 1 週間前までに発しなければならない。

第 1 6 条（議長）

社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

第 1 7 条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

←①「認定法 5 条 1 4 号ロ」への配慮、及び②公益社団法人においては、社員は 1 人 1 議決権しか有しないので、いずれ公益法人成りを目指している以上は、一般社団法人化の時点で既にその構造をとってにおいては如何か。
⇒然りとすれば、決議要件は次条第 1 項の如くなる。

第 1 8 条（決議）

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。←一般法人法49条1項

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。←法49条2項
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 2 3 条第 1 項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第 1 9 条（議決権の代理・書面による行使）

社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

第 2 0 条（決議・報告の省略）

理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又

は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第 2 1 条 (議事録)

社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 1 1 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 1 0 年間主たる事務所に備え置く。

第 2 2 条 (社員総会規則)

社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 5 章 役員及び会計監査人等

第 2 3 条 (役員及び会計監査人の設置)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上○名以内
(2) 監事○名以内 ←1 名以上であり、その数に制限はない。

- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。←一般法人法90条3項
3 代表理事以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。←同法91条1項2号
4 この法人に、会計監査人 1 名を置く。←認定法5条12号。ただし、同法施行令6条。…将来公益法人成りを目指す一般社団法人は、会計監査人を設置しておいた方がよいといわれている。

第 2 4 条 (役員及び会計監査人の選任)

理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 代表理事をもって理事長とし、業務執行理事のうち、○名以内を副会長、○名を常務理事とすることができる。
4 監事及び会計監査人は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族

(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。←認定法5条10号

- 6 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。←認定法5条11号

第 2 5 条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

第 2 6 条 (監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、

この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 2 7 条 (会計監査人の職務及び権限)

会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

第 2 8 条 (役員及び会計監査人の任期)

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 (2) 年以内に終了する事業年度のう

ち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。←**一般
法人法67条1項**

- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 2 3 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

第 2 9 条（役員及び会計監査人の解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。←**参照：一般法人法 7 0 条 1 項， 4 9 条 1 項 2 項**

- 2 会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、理事は、会計監査人の解任を社員総会の目的とするにつき、監事の過半数の同意を得なければならない。←**法 7 3 条 1 項 2 号**
- 3 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。←**法 7 1 条 1 項**
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 3 0 条（役員の報酬）

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事

会において定める。

第 3 1 条（名誉会長及び顧問）

この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 3 2 条（取引の制限）

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 3 3 条（責任の一部免除又は限定）

この法人は、理事又は監事の一般法人法第 1 1 1 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部理事、外部監事又は会計監査人（以下「外部役員等」という。）との間で、外部役員等の前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、〇〇〇万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

第 3 4 条（構成）

この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 3 5 条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
 - (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第 3 3 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契

約の締結

第 3 6 条（開催）

通常理事会は、毎年定期に、年 2 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。←法93条1項ただし書き
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。←法93条2項
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。←法93条3項
- (4) 監事から、一般法人法第 1 0 0 条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。←法101条2項
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集した

とき。←法101条3項

第 3 7 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第 3 8 条（議長）

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

第 3 9 条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数（3分の2以上）が出席し、その過半数をもって行う。←一般法人法95条1項

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第 4 0 条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第 4 1 条（報告の省略）

理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

第 4 2 条（議事録）

理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 1 5 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子

署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 3 条（理事会規則）

理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 基金

第 4 4 条（基金の抛却）

この法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛却を求めるところができるものとする。

第 4 5 条（基金の募集等）

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

第 4 6 条（基金の抛却者の権利）

基金の抛却者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

第 4 7 条（基金の返還の手続）

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

第 4 8 条（代替基金の積立て）

基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第 8 章 資産及び会計

第 4 9 条（基本財産）

別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。←認定法5条16号参照。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

第 5 0 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 1 条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日

の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 5 2 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(7) キャッシュフロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第 4 8 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、（また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 5 3 条（剰余金の不分配）

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

第 5 4 条 (定款の変更)

この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によつて変更することができる。←法49条2項

2 この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

第 5 5 条 (合併等)

この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であつて、総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。←法49条2項

第 5 6 条 (解散)

この法人は、一般法人法第 1 4 8 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決

議により解散することができる。←法49条2項

第 5 7 条 (残余財産の帰属)

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 0 章 委員会

第 5 8 条 (委員会)

この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 事務局

第 5 9 条 (事務局)

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免

する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

第 6 0 条 (情報公開)

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第 6 1 条 (個人情報の保護)

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 1 3 章 公告の方法

第 6 2 条 (公告の方法)

この法人の公告は、

<例 1 : 官報に掲載する方法>

<例 2 : 東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>

<例 3 : 電子公告>

により行う。

<例 3 の場合>

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例 : 東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>による。

第 1 4 章 附則

第 6 3 条 (最初の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。←(注)「この法人の成立の日」=平成 2 6 年 4 月 1 日以降であることが必要。

第 6 4 条 (設立時の役員等)

この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事並びに設立時会計監査人は、次に掲げる者とする。

設立時理事 ○○○○

○○○○

○○○○

設立時代表理事 ○○○○

設立時監事 ○○○○

設立時会計監査人〇〇〇〇 ←一般法人法68条1項参照。

第 6 5 条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所

設立時社員 〇〇〇〇

住所

設立時社員 〇〇〇〇 . . .

. . .

第 6 6 条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法

令に従う。

以上、一般社団法人 獣医系大学間共用試験実施評価機構 設立のため、設立時社員〇〇〇〇外 1 5 名の定款作成代理人〇〇〇〇は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成〇〇年〇月〇日

設立時社員〇〇〇〇

設立時社員〇〇〇〇 . . .

. . .

定款作成代理人

住所

〇〇〇〇

【別表】基本財産（第 4 9 条関係）

財産種別	場所・数量等
(例) 美術品	(例) 絵画〇点 〇年〇月以前取得

vetCBT 問題精選進捗状況と今後の予定 (案)

平成 25 年 8 月 23 日

vetCBT 小委員会

杉山 誠

A. vetCBT 問題精選状況

vetCBT 問題精選システム説明会 (H25.2.26~3.12)

vetCBT 問題精選作業 (H25.3.12~7.31) 各科目 100 題以下

精選作業終了 46 科目 (3804 題)

精選作業未了 4 科目 (335 題)

積み残し科目 (100 題以上の科目) 27 科目

→精選作業未了問題 : 3914 題

B. アンケート調査結果の検証

1. 負担時間

- ・ 全体 10 時間以内 (半分弱) 20 時間以内 (3/4)
- ・ 科目正副責任者の方が効率的

2. システムの操作性

- ・ 全体の 6 割 : 良かった
- ・ 科目正副責任者の 3/4 : 良かった

3. 負担度

- ・ 全体 大きな負担 vs それほどでもない → 半々
- ・ 科目正副責任者 : 負担感じる人が多い (特に副責任者)

4. 適正な問題数

- ・ 50~100 題

5. 再度の委員就任

- ・ 全体 : 引き受けても良い 70 割
- ・ 科目委員・主任 OK 3/4 → 科目委員 1 8 割 OK、科目主任 9 割 OK
- ・ 正副責任者 OK 5 割強

6. システム改善 操作性に問題 3 割 (特に科目委員・主任)

7. 作業工程改善 正副責任者選択率高い (コアカリテキスト、マニュアル、説明会、負担軽減)

8. 自由記載

システムの改善 : 問題なし、修正可能に、掲示板、最終確認、担当者増、通し番号、文字
化け、イタリック、正解率? . . .

作業工程 : 問題内容、コアカリ・参考書、委員の送り、査読方針の統一、負担軽減 . . .

全般の改善点 : 問題作成・内容 (コアカリテキスト不備)、負担軽減、技術・工程問題 . . .

C. 今後の予定（案）

- ・問題精選システムの改善（含マニュアル改訂）（～12月）
- ・問題精選委員構成の検討（～11月）
- ・新内容検討部会設置（～12月）
- ・問題作成マニュアルの改訂（最重要課題）（～10月）
- ・問題精選マニュアルの整備（～12月）
- ・説明会の開催（10～11月）
- ・問題作成（12～1月）
- ・問題精選作業（2～3月）

D. スケジュール（案）

問題作成マニュアル案作成（～9.20）

第1回共用試験担当者会議

日時：9月20日（金）18:30～20:00（獣医学会・大会第1日目）

場所：応用生物科学部1B会議室（応用生物科学部A棟2F）

議題：

1. vetCBT 問題精選作業の検証
2. vetCBT 問題作成問題（マニュアルの検討）
3. 問題作成説明会（各大学開催）
4. vetOSCE の進捗状況・課題
5. 共用試験全般の課題
6. その他

10～11月 各大学での説明会（問題作成、精選）

12月 vetCBT 問題精選部会設置、委員決定

12～1月（冬休み）問題作成（1人10題）

2～3月 問題精選作業

vetCBT 問題精選システム評価アンケート調査結果

平成 25 年 8 月 23 日

vetCBT 小委員会

調査期間：平成 25 年 6 月 22 日（土）～7 月 31 日（水）

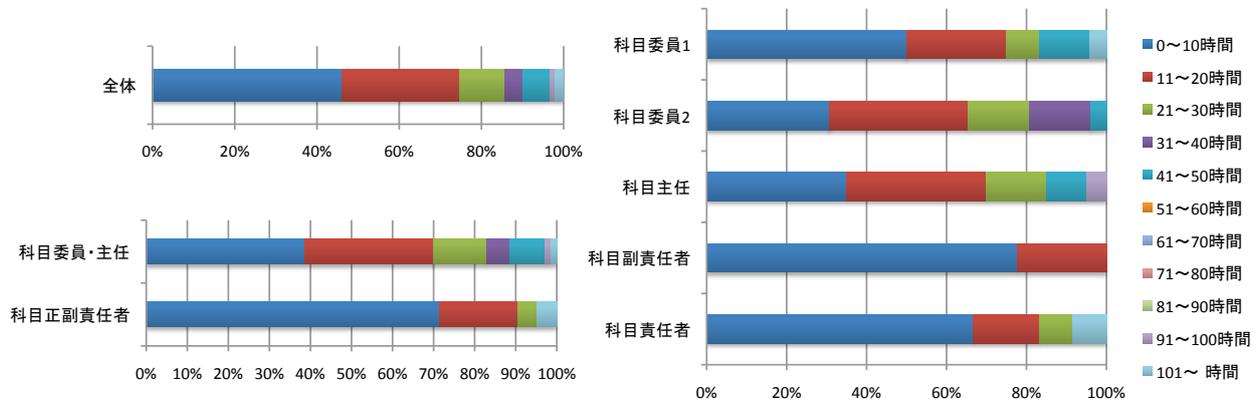
調査方法：無記名、Web 回答

調査対象者：vetCBT 問題内容検討部会（科目委員、科目主任、科目正副責任者）

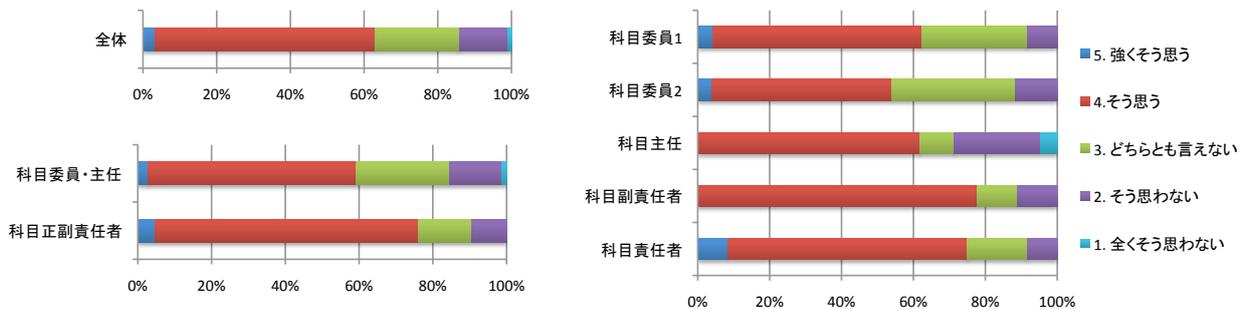
	回答者数	基礎導入分野	病態分野	応用分野	臨床分野A	臨床分野B	無回答	合計
科目委員1	24	6	3	2	7	6	0	24
科目委員2	26	7	3	3	7*	6*	1	27
科目主任	21	8	4	4	2	2	1	21
科目副責任者	9	2	3	1	1	2	0	9
科目責任者	12	4	3	2	1	2	0	12
合計	92	27	16	12	18	18	2	93
	*1名が重複							

調査票（別紙）

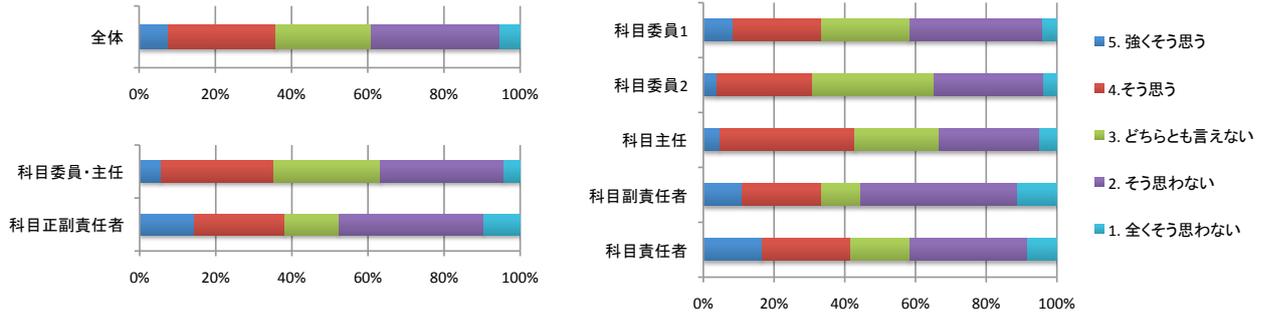
B. 100 問の精選作業を行うにあたり、費やした時間を教えてください。 100 問以下の問題数の方は、下記の計算欄を利用して 100 問あたりの時間に換算してください。



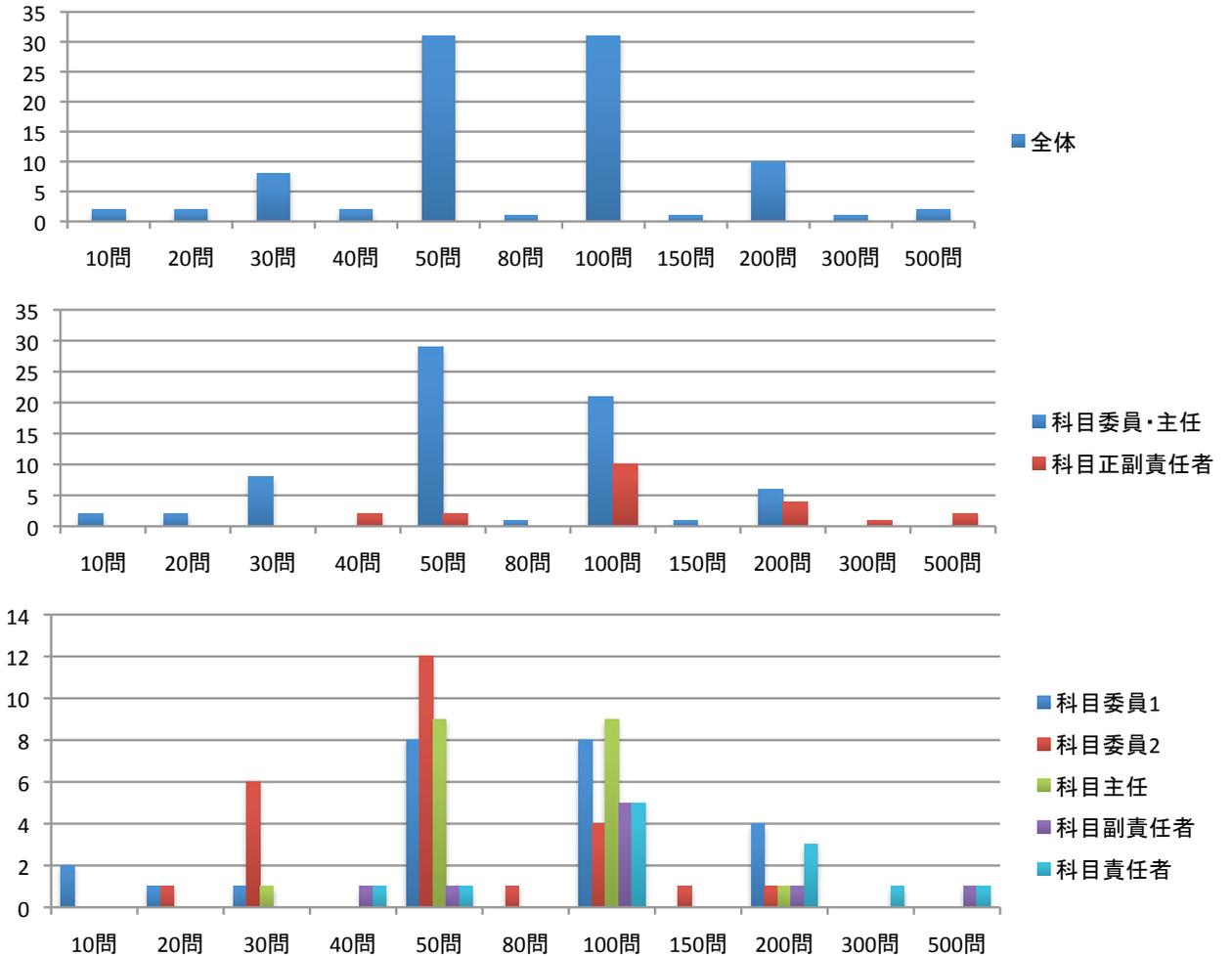
問 C システムの操作性は良かった（5段階評価）。



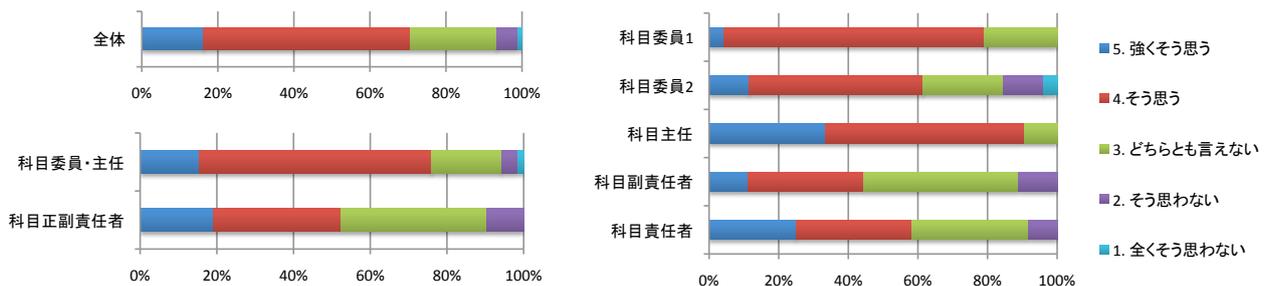
問 D 精選作業は大きな負担ではなかった（5段階評価）。



問 E 精選にあたり、作業ができる適正な問題数は何問くらいと考えますか？



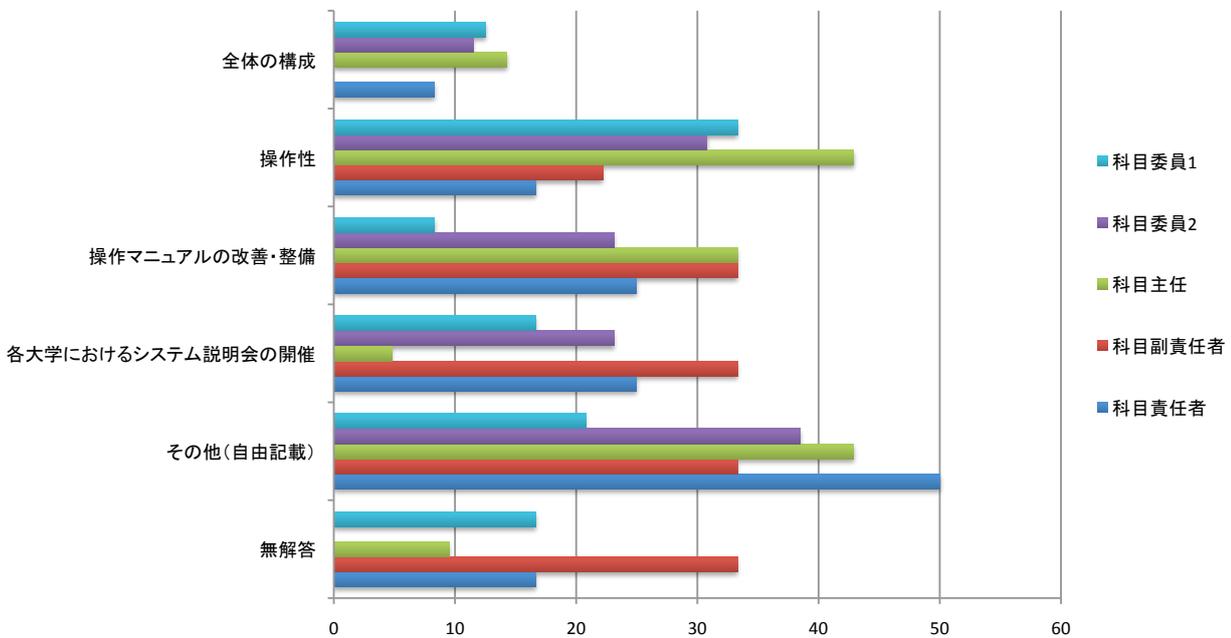
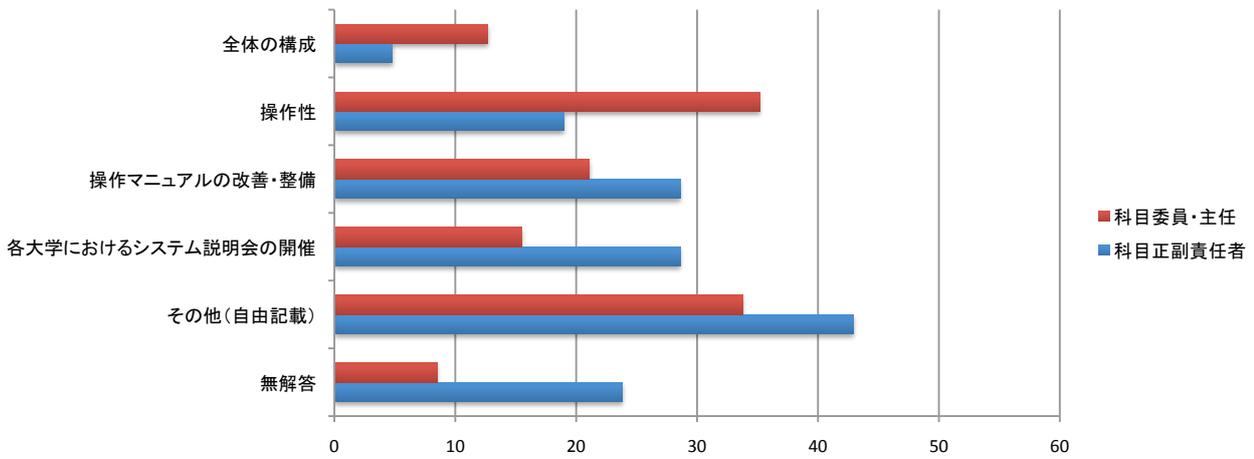
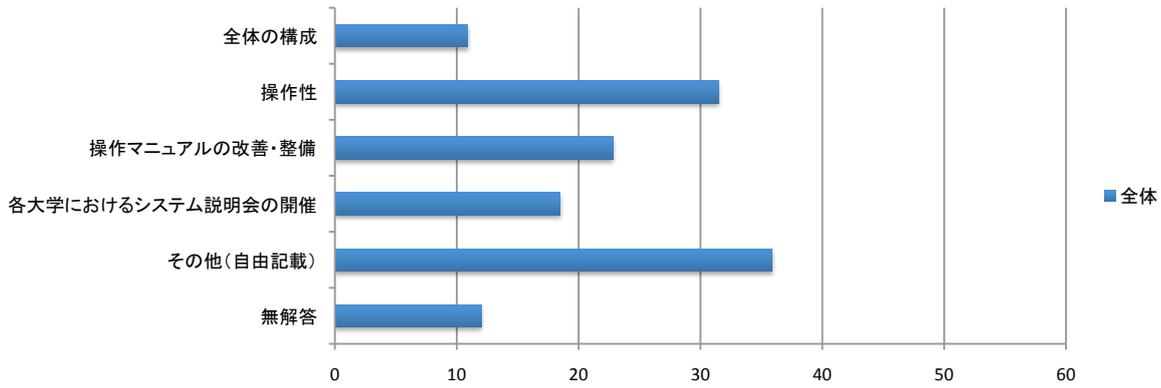
問 F 適正な問題数であれば、再度委員を引き受けても良い（5段階評価）。



資料 4-2

平成 25 年 9 月 19 日

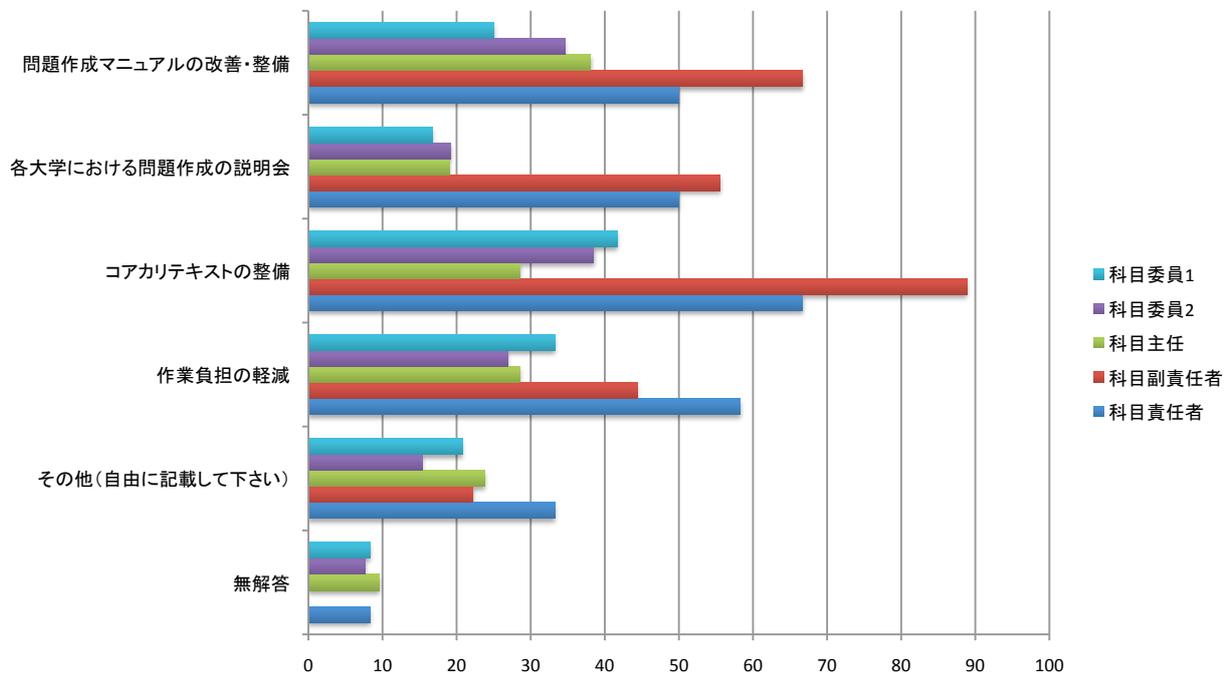
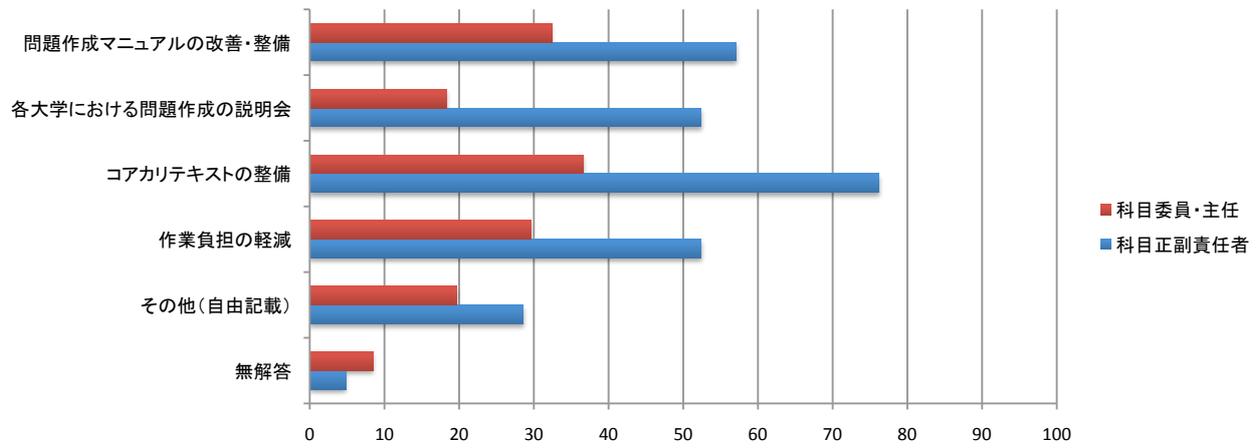
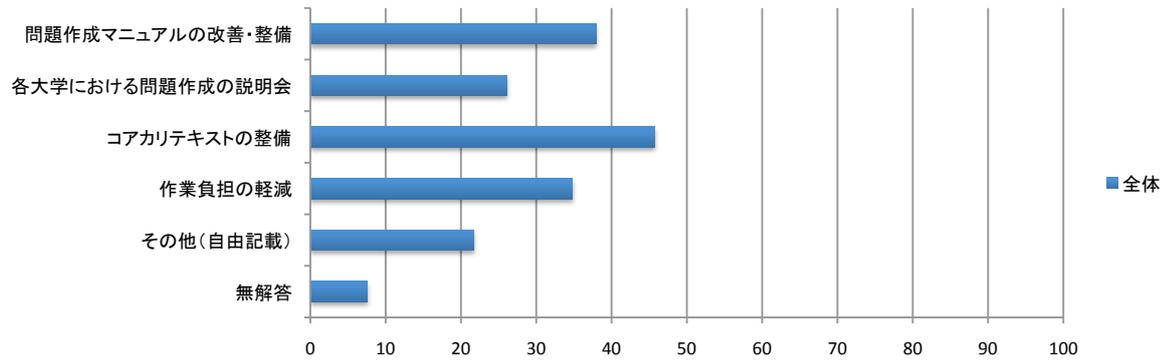
問 G システムで改善した方が良いと考えられる点について該当する項目に○を付けて下さい（単位％）。



資料 4-2

平成 25 年 9 月 19 日

問 H 作業工程で改善した方が良いと考えられる点について該当する項目に○を付けて下さい（単位％）。



vetCBT 問題精選システム説明会 Q&A

vetCBT 小委員会（平成 25 年 3 月）

平成 28 年度のスタートを目標に、23 年度より獣医学共用試験の準備が始まりました。これまでに、獣医系大学教員のご協力により、約 7700 題の CBT 問題が出題されています。そして、これら問題を実際の CBT に活用すべく、Web 上で精選・修正作業を行うシステムの開発を進めてきました。このほど、本システムが稼働する見込みとなり、精選・修正作業を行う先生を対象に、システムに関する説明会を平成 25 年 2 月 27 日～3 月 12 日に各大学で開催いたしました。本事業には継続性が求められ、参加する大学の教員が一致協力することが重要なことから、説明会については作業担当者以外にもオープンとしました。一部の大学では、連絡の不手際から、精選作業を行う先生のみ連絡がいかなくなったと伺っています。急な連絡から参加できなかった方、また連絡の不手際により連絡がいかなくなった方には、ここにお詫び申し上げます。

説明会では、多くのご質問やご意見をいただき、ありがとうございました。一部につきましては、早速対応させていただき、改善を図ることができました。お礼を申し上げます。その際にいただいたご質問やご意見に対する回答を「Q&A」の形で以下にまとめました。獣医学共用試験をより理解していただくために、ご一読いただければ幸いです。

【共用試験全般】

- Q.大学の事情ではあるが、参加型臨床実習実施の目途が立っていない中で、共用試験平成 28 年度実施の目標は意味がないのでは？
- Q.参加型臨床実習を実施するためには、カリキュラム変更が必要なもので、平成 28 年度の共用試験に間に合わない。
- A.カリキュラムの整備、参加型臨床実習の環境整備等は各大学で行うものです。共用試験委員会は同試験実施環境を整備し、平成 28 年度から各大学が利用可能とすることを使命としています。
- Q.学生に不利益を与えない視点が重要である。共用試験を落ちた学生に対する対応も含めて考えて欲しい。
- A.今回の獣医学教育改革の目標は獣医学教育の質の向上です。大学として学生に不利益を与えないことは重要ですが、獣医学教育組織としては、質の高い獣医師を養成することが最大の社会的使命です。共用試験は、後者を目的に実施されます。本試験は全大学の共通認識に基づき実施されますので、本試験を通らない、すなわちこの共通認識に合致しない学生については所属大学の教育ポリシーにより対応が異なると考えられます。なお、病気等により受験できなかったあるいは不合格となった学生への対応のため、再試験を一度実施する予定です。
- Q.今後、共用試験をどのように運用するのか。
- Q.獣医学共用試験大学代表者会議は有名無実であり、意味がない組織ではないか。
- A.現在、科学研究費等で共用試験の準備を進めています。科研終了後は、大学の会費及び受験料を原資とする獣医学共用試験機構（仮称）を設立し、共用試験の運営を行う計画です。その際、代表者会議が重要な最終決議機関となる予定です。

【共用試験 (vetCBT)】

- Q.コアカリ準拠のテキストが整備されていない中で、何を基準に問題の精選・修正を行うのか。例えば、コアカリのキーワードに入っていないければ、不適切問題として良いのか？
- Q.用語が統一されていない中で適切な問題が作成・精選できるか。
- A.まだ、CBT 問題が安定的に作成できる環境ではないのは事実です。このため、全ての科目についてコアカリ準拠テキストの早い整備が望まれます。コアカリ準拠テキストが整備されていない科目については、モデルコアカリキュラムのキーワードを基本として、各大学で共通的に使っている教科書を使って問題を作成することとしています。現行の教科書も活用されることから、キーワード以外が出題範囲となる可能性はあります。
- Q.ストック問題について、その後、分類、名称等が変わった場合、どのように修正をするのか。
- A.モデルコアカリキュラム、各コアカリ準拠教科書の改訂等に応じて、該当科目のストック問題を見直す必要があると考えています。この際に、分類、名称等について修正されることとなります。
- Q.問題作成時に精選・修正ポイント等の注意事項を周知徹底し、問題作成マニュアルをきちんと整備するべきである。
- A.ご指摘のとおりです。今回の作業後、修正理由および非採択理由を分析し、その結果を問題作成時のマニュアルに活かしていきたいと考えています。
- Q.問題作成者に注意事項を周知徹底し、問題を修正してもらうことはできないか。
- A.出題された問題を出題者に戻す作業は、大変煩雑なものとなります。また、周知徹底にも限界があることから、今回の精選作業を通して効果的な問題作成マニュアルを整備し、次の問題作成につなげていきたいと考えています。
- Q.今後、良問を作成するために、問題作成者に自分の問題がどういう結果になったか、フィードバックするべきではないか。
- Q.問題作成を効率的に進めるため、不採択問題を公開してはどうか。
- A.自分の問題が採択されたかどうか分かることにより、ストック問題の漏洩につながるものが危惧されます。また、修正あるいは非採択という結果を通知することにより、出題者の疑問に答える必要も生じてきます。また、このような状況では精選・修正作業者の匿名性を確保しなければならず、作業者に新たな精神的および作業的負担を与えることとなります。以上を総合的に考え、問題の最終結果については出題者にフィードバックしない方が良いと判断しました。また、不採択問題を公開すると同様なことが予想されます。不採択の理由を精査・分析することにより、作成マニュアルの改善に活かしていきたいと考えています。
- Q.最初に作業する科目委員1の精神的・作業的負担が大きすぎるのではないか。
- A.多くの方からご指摘いただき、今回の作業を100題以下に限定することとしました。今回の作業について、作業後のアンケート調査により負担度を分析する予定です。この結果から、安定的にCBT問題作成が行われるようvetCBT問題内容検討部会の委員構成を見直したいと考えています。

Q.当初言われたスケジュール、科目委員の内容等が大きく異なっている。これらのことを各委員は了承しているのか。

A.当初計画し、ご理解いただいていたものと変更が起きてしまったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。今回、このことも含めてご理解いただくために全国の大学において説明会を開催いたしました。急な説明会の日程調整のため、ご出席いただけなかった委員の先生には、大変申し訳なく存じます。委員の先生方には、今回の作業についてご了承いただきたく、お願い申し上げます。事情等により作業が難しい場合、システムサポートの方にお知らせいただくよう、IDとパスワード発行の際にご連絡させていただきました。ご希望に沿って対応するようにいたします。

Q.問題の漏洩防止策をどのように考えているか。

Q.問題漏洩を防ぐために、科目委員が評価を終えたら、問題そのものが見えなくした方が良いのではないか。

A.通常、試験を実施する場合、試験問題の漏洩対策は非常に重要です。この理由として、一般の試験では問題が固定されており、一つ一つの出題問題が試験において重要な位置付けであることが挙げられます。一方、CBTは多くの問題からなる問題ストックからランダムに選ばれた多数の問題を出題することから、どの問題が出題されるかは受験時まで分かりません。従って、一般の試験に比べCBTでは問題の機密性を強く求めなくてすむという大きな特徴があります。さらに、出題者からは精選・修正結果が不明であり、精選作業を行う委員も自分の評価以降の問題に対する評価・判断結果をみることができないようにすることにより、精選・修正された最終問題が分からないようにします。最終的にストックされた問題を閲覧できる委員を限定することにより、問題ストックの漏洩を防ぎ、試験の公正性、公平性を保つことを可能とします。

Q.各目標到達項目の問題数は決まっているか。決めてから、問題作成・精選しないと無駄な問題が増えるのではないか。

A.共用試験の目的から、全ての目標到達項目において問題を作成する必要があります。今回の問題作成にあたり、出題者が自由に問題を作成した場合、出題の偏りが起こることは予想されておりました。しかし、どのような、そしてどの程度の偏りになるかは不明でした。今回の問題作成では、想定通り科目間および科目内での出題の偏りがみられています。今後、出題に空白がある科目・到達目標に的を絞り、各項目において最低限必要な問題数を決め、問題作成の依頼をすることになります。

Q.否定的な設問をどのくらいの割合にすれば良いか。

A.否定的な設問については、例外的程度に留めたいと考えています。従いまして、当初から何割といったように決めることは難しいこととなります。

Q.画像を少し修正すると良くなる場合はどうしたら良いか。

A.当初の説明会におきまして、この質問をいただき、検討を行いました。ご指摘いただき、ありがとうございました。画像の修正あるいは入れ替えは、著作権等の問題もあり、採用しないこととしました。画像を修正しないと適正な問題とならない場合は、理由を述べていただき、不適切な問題と評価して下さい。

- Q.不採択になった問題について、再度見直すことはしないのか。
- A.不採択となった問題の多くが、適正な問題にするためには大幅な修正が必要とされた問題です。これらを再検討するより、作成マニュアルを充実させ、新たな問題を出題いただく方が効率的と判断しています。従いまして、不採択の問題の見直しはしないことといたします。
- Q.同一範疇の内容というとき、人によって幅があるのではないか。
- A.今回の作成マニュアルでは「同一範疇」でお願いをしていますが、ご指摘の通り幅があると考えています。そこで、「原則として同一範疇」としました。あまり大きく離れた内容とならないよう注意してください。
- Q.前担当者の変更箇所に色を付ける等、分かりやすくして欲しい。
- A.ご指摘、ありがとうございます。修正箇所が分かるよう、変更部分に黄色の色を付けるようにしました。
- Q.作業の途中で一旦止めたいとき、一時保存機能があると良いのではないか。
- A.今回、システムの安定的運用を優先させるため、一時保存機能は付けていません。なお、作業にあたり制限時間を設けていませんので、途中で強制的に作業が終わることはありません。作業を中断し、終了した場合、最初の問題の内容に戻りますので、ご注意ください。
- Q.システム等に様々な変更が加わった場合、どのように知らせるのか。
- A.メインメニューの上部に「システム変更履歴」を表示し、お知らせするようにしました。
- Q.「support@mail.vet-cato.org」にメールをした場合、誰に届き、どのように対応するのか。
- A.さまざまなご質問に対して効率かつ効果的に対応するため、一箇所の専用の窓口で受けた後、回答にあたり最も相応しい担当に転送します。各担当者より、質問者に対して回答することになっています。
- Q.精選・修正作業の締め切りはいつ頃か。
- A.努力目標として、4月末を設定しています。しかし、年度末、年度初めということから、様々な行事があると思います。精選・修正作業の進捗状況をみながら、締め切りを延期する可能性もあります。
- Q.予想正解率の修正について、修正理由の選択肢を入れても良いのではないか。
- A.ご指摘にしたがい、修正理由に「予想正解率の修正」を入れました。
- Q.評価終了後、変更できないにもかかわらず、確認機能は必要か。
- A.作業直後、入力を終えたことが確認できるようにするため、同機能を入れました。確認できない、あるいは入力した内容と異なる場合、至急、サポートに連絡をお願いいたします。
- Q.科目責任者と副責任者の間で情報交換する連絡版機能があると便利ではないか。
- A.ご指摘、ありがとうございます。現在、連絡版で科目正副責任者の間で意思疎通が図れるよう機能追加の作業をしています。少しお待ちください。

- Q. 予想正解率を 60% に設定した問題群の中から出題し、合格基準を 60% に設定すると不合格者が多くなるのではないかと。予想正解率をもっと上げて問題を作成するべきではないか。
- A. 出題の際、予想正解率として 60% 以上と考えられる基本的な問題をお願いしています。先行する分野と同様に、vertCBT は通常の勉強をしている学生が全員合格するレベルとしなければなりません。今後も先例を参考にトライアル試験を経て、vetCBT の目的に合致した試験に仕上げていく計画です。

獣医学 OSCE 準備小委員会資料（北川）

1. 準備状況

実施要項の改定版資料 5-1)

vetOSCE 担当者会議で配布する資料です。

各大学で検討する時のよりどころとなります。

追試験の実施要項追加、評価票追加

2. 事前実習の手引き作成（資料 5-2）

3. 経費

1) 概算要求申請（資料 5-3-1、-2）

2) 必要経費の試算（資料 5-4-1、-2）

平成 26 年度 特別経費(プロジェクト分) 概算要求事項の概要

— 高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実 —

法人名	岐阜大学		法人番号	42	重点事項の順位		新規・継続	新規
事業名	産業動物臨床「現場体験+自学自習」実習システム開発						一般経費 組替希望	
事業概要	本事業は、獣医学臨床実習における自学自習実習システムの確立を図るとともに、産業動物臨床実習の充実等により、産業動物臨床体験・参加型実習システムの構築を図り、自学自習システムを併用した産業動物臨床「現場体験+自学自習」実習システムの開発を目指すものである。							
事業実施主体	岐阜大学応用生物科学部附属共同獣医学教育開発推進センター 全国農業共済組合連合会 (NOSAI 全国)							
事業計画期間	平成26年度 (1年)							
概算要求額	平成26年度(千円)		平成27年度以降(千円)			合計(千円)		
事業実施経費総額	41,850					41,850		
連携相手先負担額	0					0		
法人負担額	41,850					41,850		
学内負担額	1,500					1,500		
運営費交付金所要額	40,350					40,350		
運営費交付金所要額 における主な支出内訳	動物シミュレーター開発 20,000千円、スキルスラボ設置設備 5,500千円、 実習用消耗品 4,200千円							
1. 事業の目的、必要性・重要性、取組内容の概要、期待される効果								
【目的】 産業動物臨床「現場体験+自学自習」実習システムを構築し、臨床実習における教育効果の向上と、学生の進路の多様化により産業動物獣医師の増加に貢献することを目的としている。								
【必要性・重要性】 獣医学における学生の能動的な自学自習を促進する環境の整備と、産業動物臨床実習を充実することにより、早急に臨床実習における教育効果の向上を図ることが必要。								
【取組内容の概要】 産業動物臨床体験・参加型実習システムの構築と獣医臨床自学自習実習システムの確立を図り、産業動物臨床「現場体験+自学自習」実習システムを確立する。 「産業動物臨床体験・参加型実習システムの構築」 導入実習システムとしてスタートアップ実習を開始し、産業動物に興味を持つ学生を増やす。アドバンス実習前に必要となる高度な知識・技術を修得させる強化実習をブレードバンス実習として新たに展開する。アドバンス実習としてステップアップ実習を農業共済組合連合会との連携で実施し、学生の技能等を即戦力に近いレベルまで高める。以上を踏まえガイドラインを策定する。 「獣医臨床自学自習実習システムの確立」 自学自習実習プログラムとチュートリアルシステムを確立する。動物シミュレーター(子牛と犬)を開発し、それらと市販の(ヒト)医学用シミュレーターを整備してスキルスラボを設置する。講義・実習を収録し、eラーニング資料として活用する。								
【期待される効果】 産業動物関連獣医師を志向する学生を増やすこととともに、実習における教育効果を高めて人材育成の高度化を図り、即戦力として期待される優秀な産業動物獣医師の育成につながる。								
2. 第2期中期目標及び中期計画との関連性 中期目標において「総合的な判断力や優れたコミュニケーション能力等の基盤的能力と専門的能力を自立的に学習する教育を実現する」「学生の自立的学習、コミュニケーションを促進する環境整備及び学習支援体制を整備し充実させる」、さらに中期計画において「学生の自立的学習や学生相互がコミュニケーションできる環境を整備し充実させる」などを掲げており、中期目標計画の実施、達成に向けた重要な取組みとして位置付けている。								
3. これまでの取組実績 岐阜大学応用生物科学部では、平成24年に産業動物臨床学研究室を新設し、産業動物臨床教育の充実を図ってきた。平成25年度には鳥取大学と共同獣医学科を設置し、本学の特色を活かして、主に産業動物に関わるカリキュラムを中心に担っている。また「口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業」の実施により産業動物臨床実習システムを構築してきており、本事業の下地となる十分な実績も有している。								
4. 備考								

産業動物臨床「現場体験＋自学自習」実習システム開発



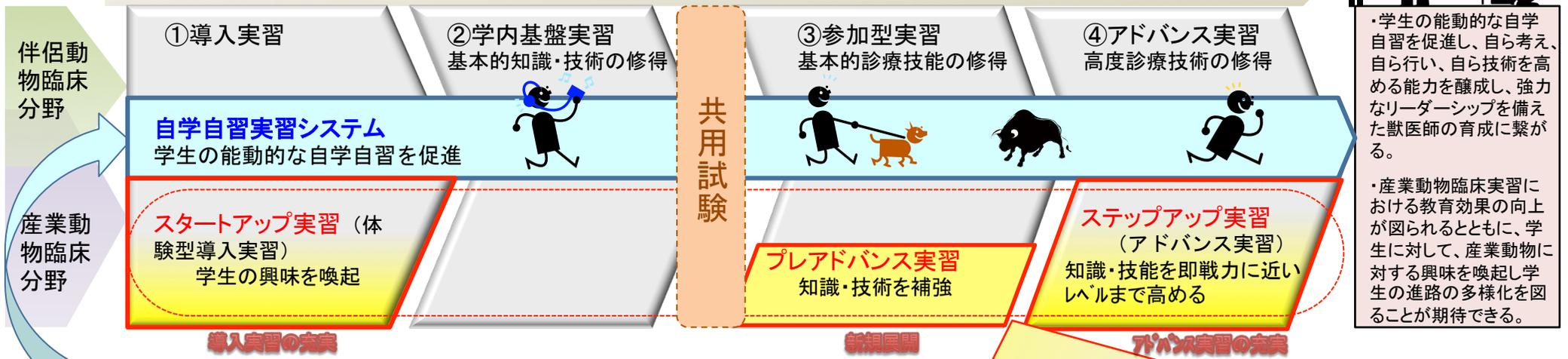
【事業概要】

本事業は、獣医学臨床実習（産業動物、伴侶動物）において、学生の能動的な自学自習を促進するために、学生自らいつでも自己トレーニングを可能とする環境を早急に整備して自学自習実習システムの確立を図るとともに、産業動物臨床の導入実習、アドバンス実習を農業共済組合連合会（NOSAI）との連携により充実させるほか、新たにプレアドバンス実習を加え、産業動物臨床体験・参加型実習システムの構築を図り、さらに自学自習システムを併用することにより産業動物臨床「現場体験＋自学自習」実習システムの開発を目指す事業である。

【目的】

本事業は、産業動物臨床「現場体験＋自学自習」実習システムを確立することにより、臨床実習における教育効果の向上を図るとともに、学生に産業動物臨床に対する興味を持たせ、学生の進路の多様化を図り、産業動物獣医師の増加に貢献することを目的としている。

獣医学臨床実習の流れ



取組内容1 自学自習実習システムの確立

スキルスラボでの自学自習イメージ

動物シミュレーター（子牛）のイメージ

共同獣医学教育開発推進センター

- 自学自習実習プログラムの開発
- 自学実習チュートリアルシステムの開発
- スキルスラボの設置
- 動物シミュレーター（子牛・犬）の開発

取組内容2 産業動物臨床体験・参加型実習システムの構築

農業共済組合 実習受入機関 連合会（NOSAI）

- スタートアップ実習として充実を図り、産業動物へ学生の興味を喚起
- プレアドバンス実習を新たに展開し、産業動物臨床のアドバンス実習にスムーズに移行するために必要となる高度な専門知識・技術を修得させて、ステップアップ実習における教育効果の向上を図る。
- ステップアップ実習を発展させ、産業動物臨床に関する知識・技能を診療現場における即戦力に近いレベルまで高める。

【大学の機能強化】

本事業は、本学の特色を活かしつつ、外部機関における実習などで学生に豊富な現場体験を積ませることにより、社会との接続を意識した教育を強化する事業であり、教育再生実行会議の第三次提言にもあるとおり、学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化するものである。

【波及効果】

これまでにない自学自習システムと効果的な実習システムの確立により、獣医学臨床実習の画期的なモデルとして示すことが出来る。さらに産業動物関連獣医師を志向する学生の増加により、産業動物の取扱いに対応出来る獣医師不足の問題解消の一助となる。

vetCBT データ管理 試案 1 クラウドと管理専門会社による管理

2013 年 7 月 10 日(水) 遠藤大二

vetCBT スタート前年から、データのセキュリティーが非常に重要になる。

現状ではデータセンターの利用が最適。

データセンター:サーバーが堅牢な建物に入っていて、災害時にもデータを管理する建物。

多くの企業が顧客情報などに利用。公的支援を受けたデータセンターのコストが安い。

一例

岩見沢新産業支援センター

The screenshot shows the official website of the City of Iwamizawa. The main navigation bar includes categories like 'Health, Welfare, Child-rearing', 'Living, Disaster Information', and 'Business, Tax, Consultation'. The current page is titled 'New Industry Support Center' and features a prominent image of a modern, multi-story building. Below the image, there is a list of services and information, with a red arrow pointing to the 'Industry information connection facility' (産業・情報化関連施設) link.

ほとんど知られていない、また、データセンターであることもあまり公表していない場所が理想

This screenshot shows a different section of the City of Iwamizawa website, titled 'Industry, Business, Community' (産業・事業者・まちづくり). It lists various services such as 'Enterprise-oriented financing system', 'Employment', and 'Industry information connection facility'. A red arrow points to the 'Industry information connection facility' link, which is underlined.

結果的に低価格で、関係者以外には知られず、高セキュリティーでデータを管理可能

管理委託会社の一例

アドバンスペイ株式会社

- お知らせ・プレスリリース
- **事業内容**
 - アドバンスペイが目指すところ
 - 首都圏との連携
- サービス
- 会社情報
 - 代表ご挨拶
 - 社名の由来
- 採用情報
- お問い合わせ
- 使用条件・プライバシーポリシー
- サイトマップ

所在地

〒060-0042
 札幌市中央区大通西8丁目2-24
 桂和大通ビル30 4階
 TEL: 011-232-3338
 FAX: 011-232-2226

ホーム

事業内容

事業内容 これまでの主な実績
 首都圏との連携（クラウド・データセンター系・サービスサポート系・開発、Web開発系）

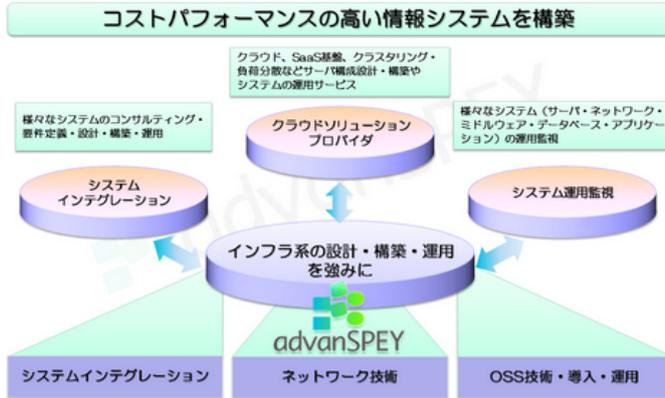
弊社は、LinuxなどOSの基盤技術やクラスタリング、オープンソースソフトウェア(OSS)を利用した負分散、仮想化といった技術を得意としています。

また、その軸足はネットワークインフラにあります。これらは、最近、クラウドの分野で非常に注目されており、これまでの多くの実績から、最近ではプライベート・クラウドの構築やパブリック・クラウドを有効利用したシステムのコンサルティング・構築・運用までを任されるケースが増えてきています。



オープンソース・ソフトウェア（OSS）でのシステム開発・構築・技術や経験・実績を基に以下の事業を行っています。

- クラウドサービス・提案・開発・構築・運用・保守
- システムインテグレーター(System Integrator)
- ニアショア開発
- ネットワーク構築、運用、運用支援
- サーバ構築、運用、運用支援
- データセンターサービス（ホスティング、ハウジング）
- オープンソース・セキュリティ・ネットワーク教育



●これまでの主な実績

自社サービス	仮想化（KVM、Xen）ホスティング環境設計・構築・運用、Xen⇒KVM移行
通信キャリア系ホスティング事業者	マネージドホスティング企画・構築・運用
データセンタ	運用サポートサービス、ハウジング・ホスティングサービス、OSS導入（OEM提供）
通信キャリア	セキュリティ・サーバ構築・システム提案研修、システム保守
通信キャリア	ネットワーク変更に伴う設備再設計・構築
ホスティング事業者	サーバ保守支援・コンサルティング
Webマーケティング事業者	プライベートクラウド構築支援（KVM、libvirtなど）

委託業務の内容: アクセス管理、記録、パスワード管理、データ保守等
 交渉価格帯 20-30 万円/年

データセンター委託をした場合に想定される、試験実施までの流れ
試験実施校からの受付を開始

試験日 との日 数	送信元	受付	データ移動等	作業
-10	試験実施校	共用試験機構	受験生・試験室レイ アウト受付	試験データ およ び 稼働テスト用 データ作成
-8	共用試験機構	試験作業受託会 社	試験・学生データ、 稼働テスト用データ	データサーバーに アップロード、作成 プログラムにより、 受験校用データ生 成
-7	共用試験機構	試験実施校 試験実施作業支 援技術者	—	試験実施サーバー の設置、電源等の基 本動作試験
-6	共用試験機構 試験作業受託 会社	試験実施校 試験実施作業支 援技術者	受験校・稼働テスト 用データ	稼働テストを実施、 サーバー、端末およ び回線の動作確認
-1	共用試験機構 試験作業受託 会社	試験実施校 立会他校教員 試験実施作業支 援技術者	受験校への暗号化デ ータ送付	暗号化データの完 全性確認、立会者の 元、復号作業とデー タベース格納を同 時に実施 翌日まで、試験サー バーを封印
0	共用試験機構	試験実施校 立会他校教員 試験実施作業支 援技術者	受験校への試験開始 用暗号 Fax 送付	試験開始暗号をプ ログラムに入力、基 本作動確認
0		試験実施校 立会他校教員 試験実施作業支 援技術者	受験端末への問題送 信、受験端末からの回 答受信	試験開始後、回答進 行状況確認、報告デ ータ作成
0	共用試験機構 試験作業受託 会社	試験実施校 立会他校教員 試験実施作業支 援技術者	回答データ	試験終了後、回答デ ータをデータセン ターに送信
0	共用試験機構 試験作業受託 会社	試験実施校 立会他校教員 試験実施作業支 援技術者	端末の問題データ消 去。 消去記録作成	問題データ消去済 みを照合するデー タ作成、データセン ターに送付
1	共用試験機構	試験作業受託会 社	正解データと受験デ ータを比較・採点	採点結果データ作 成

URL: http://cbt0.vet-cato.org/vetCBT_ex

受験番号入力・試験開始 (000001 または 000002 のみ対応)

本人確認

ブロック一覧画面 (要チェックとした問題の色等検討中)

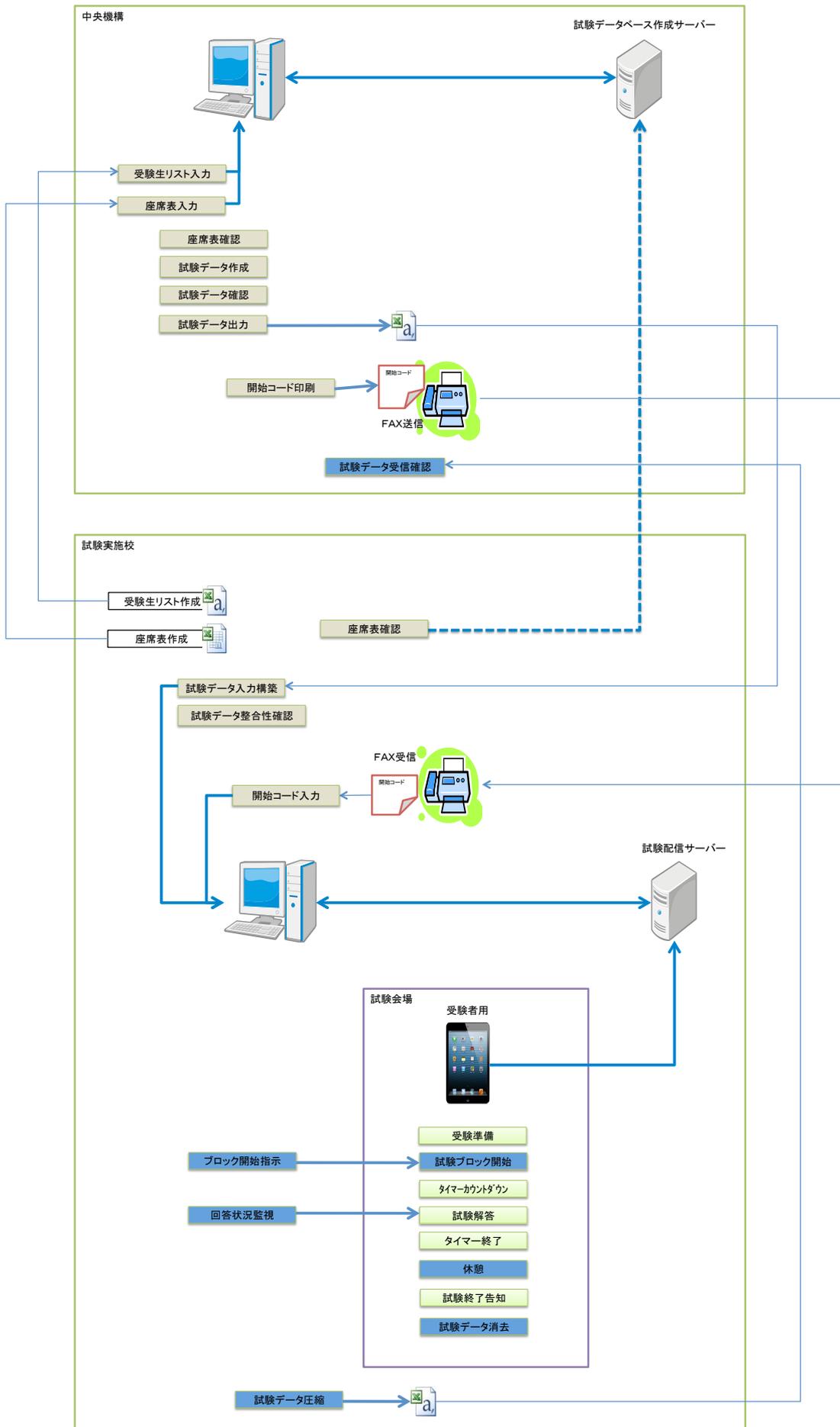
受験番号 000001 山田太郎		ブロック1					残り 2分 23秒
問 1	問 2	問 3	問 4	問 5			
問 6	問 7	問 8	問 9	問 10			
問 11	問 12	問 13	問 14	問 15			
問 16	問 17	問 18	問 19	問 20			
問 21	問 22	問 23	問 24	問 25			
問 26	問 27	問 28	問 29	問 30			
問 31	問 32	問 33	問 34	問 35			
問 36	問 37	問 38	問 39	問 40			
問 41	問 42	問 43	問 44	問 45			
問 46	問 47	問 48	問 49	問 50			
問 51	問 52	問 53	問 54	問 55			
問 56	問 57	問 58	問 59	問 60			

問題表示画面 後ほど見直しをしたい問題について要チェックボタン(あとでみなおし 等用語の検討)

時間終了

獣医学CBT実施システム概要図

- 第1期開発
- 第2期開発 前
- 第2期開発 後



動作環境	機能	処理概要
試験データ作成サーバー	受験生リスト入力画面	<ul style="list-style-type: none"> 試験実施校より送付された受験生リスト（CSV）、座席表（EXCEL）を選択 受験生リスト（CSV）、座席表（EXCEL）を受験生テーブル、座席表テーブルへアップロード
	座席表確認画面	<ul style="list-style-type: none"> 試験実施校、試験教室を選択 選択した試験校、試験教室の座席表を座席表テーブル（受験生テーブル）から表示
	試験データ作成	<ul style="list-style-type: none"> 問題データベースを検索して、300問単位にセットを作成 300問をランダムに5ブロックを作成 作成した試験問題（セット、ブロック、問題内容）を試験問題テーブルに保存 座席表テーブルの座席表の学生に問題セットを割当
	試験データ確認	<ul style="list-style-type: none"> 受験生一覧を受験生テーブルから表示 座席表を座席表テーブル（受験生テーブル）から表示 試験問題（セット、ブロック、問題内容）を試験問題テーブルから表示
	試験データ出力	<ul style="list-style-type: none"> 試験実施校、出力先を選択 開始コードの入力 指定された試験実施校の学生リスト、座席表と試験問題をDBから取得 学生リスト、座席表、試験問題のCSVファイルを作成し、暗号化した試験データファイルを作成してダウンロード
	開始コード印刷	<ul style="list-style-type: none"> 入力した開始コードを印刷する
試験配信サーバー	試験データ入力構築	<ul style="list-style-type: none"> 中央機構から送付された試験データファイルを選択 受験生、座席表、試験問題、試験問題分類、受験セットテーブルの初期化 試験データファイルを復号化して、受験生、座席表、試験問題、試験問題分類、受験セットテーブルへアップロード
	試験データ整合性確認	<ul style="list-style-type: none"> 受験生一覧を受験生テーブルから表示 座席表を座席表テーブル（受験生テーブル）から表示 試験問題（セット、ブロック、問題内容）を試験問題テーブルから表示 <p>※表示した内容と試験校側から渡した学生リスト・座席表と比較できる</p>
	開始コード入力画面	<ul style="list-style-type: none"> 開始コードの入力 入力された開始コードが試験データに添付されたコードと同一であれば、受験段階テーブルの試験全体許可FlgをONに設定

vetCBT検討事項 システム開発担当 遠藤作成

試験実施時の試験機構と実施校の責任および対応の分担

問題	想定される対処	共用試験機構		実施校	
		対処	対応	対処	対応
試験端末の故障・電池切れ等	端末の交換	交換端末でのスムーズな受験システムの確保	追試験用問題の準備	予備端末・予備電源の準備	追試験の実施
端末(使用ブラウザ)で問題が正確に表示されない	該当問題を不適とする	該当端末・ブラウザでの再現性の確認	再現出来ない場合も不適とするか?	該当受験者が挙手で監督に知らせる	(該当者からの告知が正確でなかった場合、または、試験後まで気が付かなかった場合) 後日提出されたクレームにどのように対処するか考えておく必要
受験者が端末を不正に試験サーバー以外に接続した	不正行為として大学が該当受験者にペナルティを与える	ログ記録から接続を確認	(ログ記録には無いが接続したことが疑われる場合) 対処方法を検討	受験者が外部に接続できないような受験端末の準備 または、受験者の外部接続を確認できる方法の準備 試験監督および試験サーバー監視者が接続を発見	(サーバーには示され無いが接続したことが疑われる場合) 対処方法を検討
受験者が周囲の端末から情報を得て回答した	不正行為として大学が該当受験者にペナルティを与える	座席表と選択肢の回答特性から分析 選択肢をシャッフルしておき、受験者間での不正解選択肢の内容一致を探索する	不可抗力?	監督者がカンニングを防止	不可抗力?
受験者の操作ミスで問題が表示されなくなった	1 操作の指導 2 端末の交換	対応マニュアルの整備	対応マニュアルの改善	端末操作の訓練・受験の練習	受験練習の時間数増加

受験端末での不正確表示の発生機序と防止方法

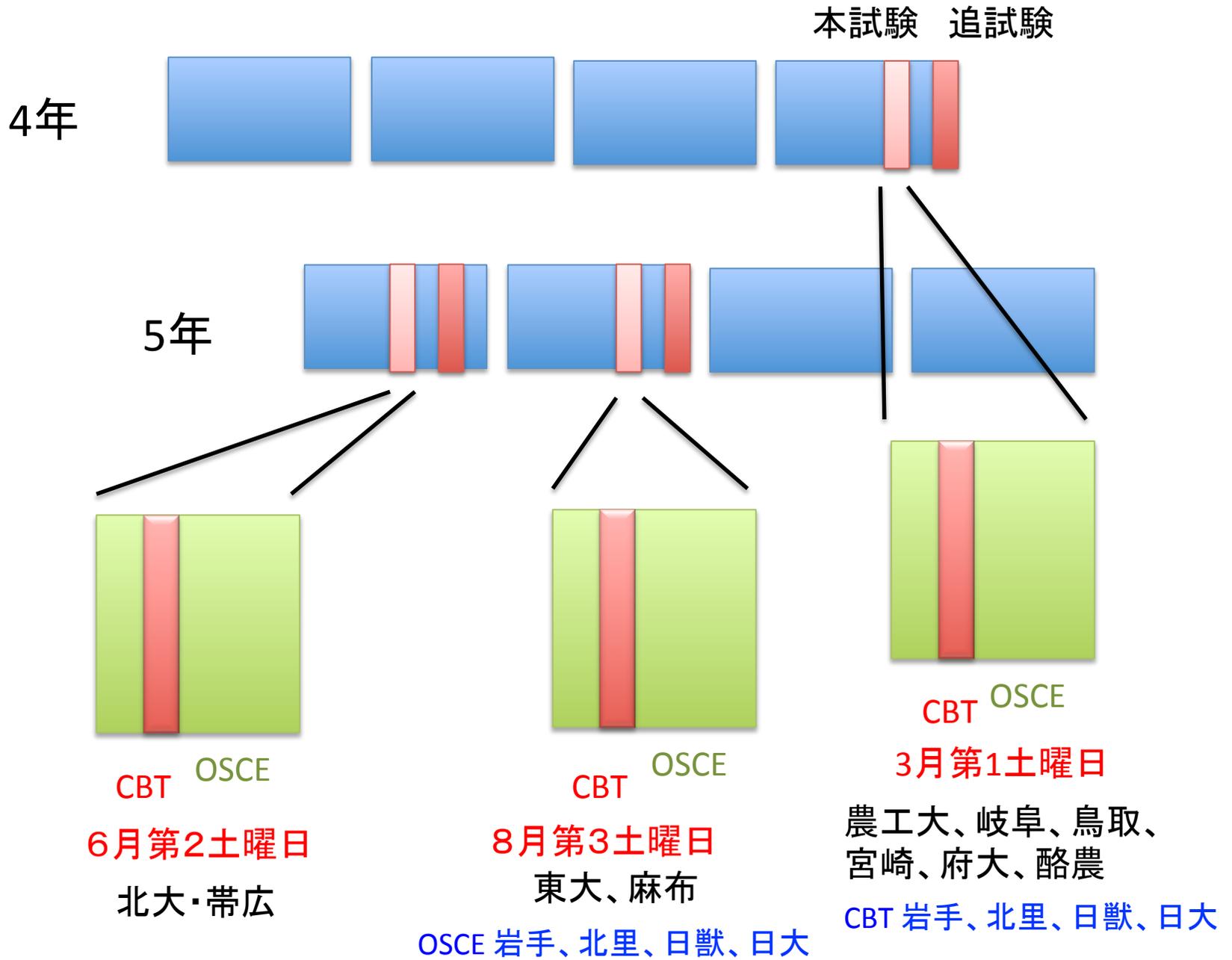
問題	発覚	確認方法	原因	防止・対処方法
上付き下付きなど文字修飾の表示が不正確	受験者からの申し出	1 監督者が確認 2 専用クレームボタン	ブラウザの機能が問題作成・精選時と異なる	1 ブラウザでの正確な表示を予め確認する 2 問題作成および精選と同じブラウザを用いる 3 閲覧・表示用に専用ソフトを開発する(資金・技術上無理)
画像が表示されない・画面から切れる	受験者からの申し出	1 監督者が確認 2 専用クレームボタン	1 受験者の操作上のミス 2 ブラウザの機能が問題作成・精選時と異なる	1 ブラウザでの正確な表示を予め確認する 2 問題作成および精選と同じブラウザを用いる 3 閲覧・表示用に専用ソフトを開発する(資金・技術上無理)
サーバーが混みあうなどによりボタンを押しても反応しない	1 受験者からの申し出 2 サーバーのログ分析	1 監督者の確認 2 サーバーのログ分析	サーバーへのアクセス集中・能力超過	1 サーバーのシミュレーション運用 2 回線の帯域確保

下記の空欄に、記入をお願い致します。

大学名	CBT実施時期	OSCE実施時期	結果の取り扱い	学内の規程の準備状況	平成25年度入学者へのアナウンス	共用試験委員会への要望・質問
帯広畜産大学	4年後期終了以降を予定しているが、確定していない(北大と協議中)。	4年後期終了以降を予定しているが、確定していない(北大と協議中)。	進級については別に定められているため進級要件にはならない。参加型臨床実習には参加できない予定であるが、取扱いの詳細については今後北大と協議・検討予定。	規程は未整備。今後、北大と協議・検討予定。	履修要覧にて、「参加型臨床実習」に必要な能力の評価として実施すること、受験料が必要であることを記載している。	共同獣医学課程24年度カリキュラムが始まったばかりであり、完成年度までは大幅なカリキュラムの変更は不可能である。カリキュラムの完成年度までは科目の選択、実施時期等について選択性を含め柔軟に対応してもらいたい。また、試験の内容についてももとの趣旨に沿った基本的な内容に限った出題にしてもらいたい。
北海道大学	4年後期終了後	5年前期前半	詳細検討中	規程は未整備、検討中	共用試験について記載をした学生便覧を配布するとともに、入学時のガイダンスで口頭で周知済	北大・帯畜大共同獣医学課程として7月2日付けで共用試験委員会に提出した要望書記載のとおり
岩手大学	4年後期終了後	5年前期終了後	共用試験の結果は進級条件には含めない。ただし、不合格者は参加型臨床実習に参加できないこととする。	規程は未整備。検討中	平成25年度入学生の履修手引きに実施予定である旨を記載した。また新入生オリエンテーションでその旨をアナウンスした。	
東京農工大学	4年後期終了後	4年後期終了後	共用試験不合格者は5年次には進級するが、5年次以降に開講される総合参加型臨床実習を履修できないことになる予定。	規程は未整備	履修案内において、5・6年次に開講される総合参加型臨床実習を履修するためには所定の基準を満たす必要があることを記載し、その基準を示すものとして獣医学共用試験を実施する予定であることを周知している。	
東京大学	5年生前期終了時(予定)	5年生前期終了時(予定)	共用試験の結果は進級条件には含めない。ただし不合格者は参加型臨床実習には参加できないこととする。	農学部規則を、共用試験不合格者は参加型臨床実習を履修できないと改正し、平成25年度4月発行の農学部便覧に掲載した。	獣医学専修への進学が決定するのが学部2年の後期なので、平成25年度入学者への周知は平成26年9月以降を予定している。	
岐阜大学	4年後期終了後	4年後期終了後	不合格者は参加型臨床実習を履修できないこととする。ただし、共用試験の結果は進級条件には含めない。	参加型臨床実習を履修するためには、獣医学共用試験に合格しなければならない旨を農学部の履修案内に掲載した。	平成25年度以降の入学者にはシラバスに記載するとともに入学者ガイダンスにおいて説明している。	

大学名	CBT実施時期	OSCE実施時期	結果の取り扱い	学内の規程の準備状況	平成25年度入学者へのア ナウンス	共用試験委員会への要望・ 質問
鳥取大学	4年後期終了後	4年後期終了後	不合格者は参加型臨床実習を履修できないこととする。ただし、共用試験の結果は進級条件には含まない。	共同獣医学科一般教養科目及び専門教育科目履修要項（鳥取大学農学部要項第6号）に、参加型臨床実習を履修するためには獣医学共用試験に合格しなければならない旨規程し、農学部の履修案内に掲載した。	平成25年度入学者には、農学部共用試験を実施すること、受験料がかかることを一般教養科目「大学入門ゼミ」の第1回目の授業で説明している。	
山口大学	未定。 ※回数も含めて検討中	未定。 ※回数も含めて検討中	「共用試験」合格を参加型臨床実習の履修条件とし、参加型臨床実習科目の単位取得は卒業要件（必修）である。尚、5年次進級要件とはしない。	規程は未整備。検討中	2013年度入学者に「共同獣医学部履修の手引き」により周知している。 (内容)全国共通の「獣医学共用試験」が平成28年度から実施される予定です。「獣医学共用試験」は5年次以降の参加型臨床実習に必要な能力を有しているかどうかを評価するもので、本学部では4年次の全員が受験することとなります。	
宮崎大学	4年終了時	4年終了時	共用試験合格者は5年次以降の参加型臨床実習を受講できる	平成25年度からキャンパスガイド（学生便覧）の『農学部における諸内規』に参加型臨床実習受講資格要件として明記することとした。	平成25年度入学者には、キャンパスガイドを配布するとともに、大学入門セミナーにおいて書面と口頭で説明した。また、別途受験料がかかる事も説明した。	組織体制がきちんと機能していないように見受けられる。各大学代表で構成される委員会の役割が不明瞭。
鹿児島大学	未定。 ※回数も含めて検討中	未定。 ※回数も含めて検討中	「共用試験」合格を参加型臨床実習の履修条件とし、参加型臨床実習科目の単位取得は卒業要件（必修）とする。しかし、5年次進級要件とはしない。	規程は未整備。検討中	2013年度入学者に「共同獣医学部履修の手引き」により周知している。 (内容)全国共通の「獣医学共用試験」が平成28年度から実施される予定です。「獣医学共用試験」は5年次以降の参加型臨床実習に必要な能力を有しているかどうかを評価するもので、本学部では4年次の全員が受験することとなります。	
大阪府立大学	4年後期終了後	4年後期終了後	共用試験の結果は進級条件には含まない。ただし、不合格者は参加型臨床実習に参加できないこととする。	規程は未整備。検討中	平成25年度入学者には、共用試験を実施すること、受験料がかかることを履修要項に記載し、入学時のオリエンテーションでその概要を説明している。	

大学名	CBT実施時期	OSCE実施時期	結果の取り扱い	学内の規程の準備状況	平成25年度入学者へのアナウンス	共用試験委員会への要望・質問
酪農学園大学	4年後期終了後	4年後期終了後	改組期間であり、基準の変更については協議中	規程は未整備。検討中	2013年度の獣医学類入学者から獣医学共用試験の対象者となり、別途受験料がかかります(有料)。詳細は在学中にお知らせいたします。	
北里大学	4年後期終了後	5年前期終了後	共用試験不合格者は5年次には進級するが、参加型臨床実習には参加できないこととし、これを学部進級規程に組み入れた。	共用試験に対応するため北里大学獣医学部進級規程を改正し(平成25年4月1日施行)、学生便覧(2年生用)に掲載した。	平成25年度入学者に情報を伝えている。	北里大学では、CBT本試験を4年次3月末に実施し、不合格者は5年次の4月中に再試験を実施する予定ですが、再試験不合格者の救済措置は可能でしょうか(年3回の実施となります)。
日本獣医生命科学大学	4年後期終了後 2月下旬(予定)	5年前期終了後	平成25年度入学者からCBTは4年後期に実施し、不合格者は進級できないこととする(日本医科大学と同様CBTを進級要件に加える)。	規程は未整備。検討中	受験生用の大学案内パンフレットに、獣医学共用試験が実施されることが記載されている	
麻布大学	5年前期終了後	5年前期終了後	平成25年度入学者について、共用試験不合格者で、進級条件を満たしていれば進級させるが、参加型臨床実習は見学のみで、実際には手を下すことはできないように取り決めた。平成26年度以降の入学者については、参加型臨床実習は履修させない方針で、学内の規則整備を検討中。	規程は未整備。検討中	平成25年度入学者には、共用試験を実施すること、受験料がかかることを連絡している。	
日本大学	4年後期終了後	5年前期終了後	平成25年度入学者については、共用試験の結果は進級条件には含めない。平成26年度以降の入学者については、共用試験不合格者は参加型臨床実習を履修させない方向で検討中。	平成26年度以降の入学者向けの規定は、カリキュラム変更に合わせて変更を検討中。	学部要覧の「学科別履修要項および授業科目一覧」に、平成28年度から実施する旨を掲載した。	<ul style="list-style-type: none"> ・不合格者に対する再試験はどのように対応するか? ・学生の費用負担、試験システムの検討が不十分のまま、共用試験を実施することだけが進んでいるようなので、明確にして頂きたい。 ・共用試験問題のレベル統一のための雛形や講習が必要なのではないか。



16大学の負担金の概算(単位 万円)

16大学の学生数の平均値(過去5年)

列1	64回	63回	62回	61回	60回	平均
北大	42	44	42	42	41	42.2
帯広大	34	44	39	40	41	39.6
岩手大	35	33	32	35	33	33.6
東大	29	35	33	26	30	30.6
農工大	40	37	42	38	31	37.6
岐阜大	32	34	31	32	30	31.8
鳥取大	33	42	35	35	37	36.4
山口大	33	31	34	29	32	31.8
宮崎大	30	35	26	33	32	31.2
鹿児島大	35	29	34	35	33	33.2
府大	45	42	45	45	42	43.8
酪農大	141	141	131	139	137	137.8
北里大	144	145	148	137	149	144.6
日獣大	88	91	95	87	89	90
日本大	144	137	141	134	130	137.2
麻布大	153	144	164	153	141	151
合計	1058	1064	1072	1040	1028	1052.4